

岐阜市設計変更ガイドライン (建設)

令和元年 12 月
岐阜市

目 次

I 設計変更ガイドライン	1
はじめに	1
1 設計変更ガイドライン策定の背景	2
1-1 土木請負工事の特徴	2
1-2 発注者・受注者の留意事項	2
1-3 適切な設計変更の必要性	2
1-4 ガイドライン策定の目的	2
2 設計変更が適切に実施されるためには	2
2-1 契約図書への位置づけ	2
2-2 発注者・受注者の留意事項	3
(1)発注者の留意事項	
(2)受注者の留意事項	
3 設計変更	4
3-1 設計変更の基本事項	4
(1)設計変更手続きフロー（全般）	
(2)設計変更手続きフロー（約款第 18 条関係）	
(3)設計変更が可能な場合	
(4)設計変更が不可能な場合	
3-2 設計変更の対象となる具体例と手続き	7
3-2-① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合 （これらの優先順位が定められている場合を除く） （約款第 18 条第 1 項第 1 号）	
3-2-② 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（約款第 18 条第 1 項第 2 号）	
3-2-③ 設計図書の表示が明確でない場合（約款第 18 条第 1 項第 3 号）	
3-2-④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された 自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合 （約款第 18 条第 1 項第 4 号）	
3-2-⑤ 予期することのできない特別な状態が生じた場合 （約款第 18 条第 1 項第 5 号）	
3-2-⑥ 発注者が必要と認め、変更する場合（約款第 19 条）	
3-2-⑦ 工事中止の場合の手続き（約款第 20 条）	
3-2-⑧ 受注者からの請求による工期の延長（約款第 21 条）	

3-2-⑨ 発注者の請求による工期の短縮等（約款第 22 条）	
3-3 設計図書の照査	16
4 条件明示について	19
4-1 特記仕様書への明示	19
4-2 明示項目及び明示事項	20
5 仮設、施工方法の指定・任意の使い分けについて	22
5-1 基本事項	22
5-2 留意事項	22
5-3 発注者指定事項以外は受注者の裁量の範囲	23
5-4 指定と任意の考え方	23
II 設計変更事例	24
III 工事一時中止ガイドライン	32
1 策定の背景	32
2 工事一時中止に係る基本フロー	33
3 発注者の中止指示義務	34
4 工事を中止すべき場合	35
5 中止の指示・通知	36
6 基本計画書の作成	37
7 工期短縮計画書の作成	38
8 請負代金額又は工期の変更	38
9 増加費用の考え方	39
10 増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い	47
【参考資料1】工事の一時中止に係る手続き様式	48
【参考資料2】工事一時中止に伴う増加費用の費目と内容	57
【参考資料3】工事一時中止に伴う積算方法	61
参考資料	65
1 工事請負契約約款	66
● 工事用地の確保等（約款第 16 条）	

- 条件変更等(約款第 18 条)
- 設計図書の変更(約款第 19 条)
- 工事の中止(約款第 20 条)
- 受注者の請求による工期の延長(約款第 21 条)
- 発注者の請求による工期の短縮等(約款第 22 条)
- 工期の変更方法(約款第 23 条)
- 請負代金額の変更方法等(約款第 24 条)

2 岐阜県建設工事共通仕様書 69

- 設計図書の照査等(共通仕様書第 1 編共通編 1-1-3)
- 工事の一時中止(共通仕様書第 1 編共通編 1-1-14)
- 設計図書の変更(共通仕様書第 1 編共通編 1-1-15)
- 工期変更(共通仕様書第 1 編共通編 1-1-16)

3 岐阜市建設工事変更事務処理要領 71

I 設計変更ガイドライン

はじめに

土木工事の施工においては、その自然的・社会的条件が複雑かつ多様で、不確実である。このため、契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なる場合には、施工方法や使用材料等の設計内容について、変更しなくてはならなくなる場合がある。

改正公共工事品質確保法(平成26年6月4日公布・施行 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律)(以下「改正品確法」という。)においては、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うことが発注者の責務として明示されたところである。

また、改正品確法に基づき策定された運用指針(平成27年1月30日)に変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続きの例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用するとされた。

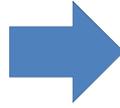
このため岐阜市では、岐阜市工事請負契約約款(以下「約款」という。)により契約した工事を対象に、設計変更を行う際の受注者・発注者の共通の目安となる設計変更ガイドラインを令和元年 12 月に策定し運用することとした。

なお、本ガイドラインについては、今後においても必要事項については訂正、追加していくものである。

1 設計変更ガイドライン策定の背景

1-1 土木請負工事の特徴

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

1-2 発注者・受注者の留意事項

発注者は

設計積算にあたって、工事内容に関する条件明示を行うこと。



受注者は

工事着手にあたって、設計図書を照査し着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合についても条件変更の確認を行うことが重要である。

1-3 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に、「請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また、変更見込金額が請負代金額の 30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の 30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

1-4 ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、**設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解**しておく必要がある。

2 設計変更が適切に実施されるためには

2-1 契約図書への位置づけ

●ガイドラインの運用の徹底を図るため特記仕様書に記載し、契約の一事項として扱うこととする。

《記載例》 設計変更を行う際には、その具体的な考え方や手続きについては、「岐阜市設計変更ガイドライン（建設）令和元年 月」によるものとする。

●ガイドラインの対象は、建設工事請負契約書により契約した工事

2-2 発注者・受注者の留意事項

(1) 発注者の留意事項

工事の施工は、設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう次の事項に留意しなければならない。

- 工事の施工に係る制約事項については、設計図書に必要な施工条件等を明示する。
- 受注者から設計図書についての確認を請求されたとき又は自らが約款第 18 条第 1 項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行い、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内にその結果を受注者に通知しなければならない。（約款第 18 条第 2 項及び 3 項）
- 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等を書面で行うこと。
（約款第 1 条第 5 項、岐阜県建設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第 1 編第 1 章 1-1-2）
- 工事の全部又は一部の施工を一時中止する必要がある場合は、速やかに工事中止を指示すること。
（約款第 20 条）
- 設計変更後の工期や請負代金額は受注者と協議して定める。（約款第 23 条、24 条）

(2) 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があるため、工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある。

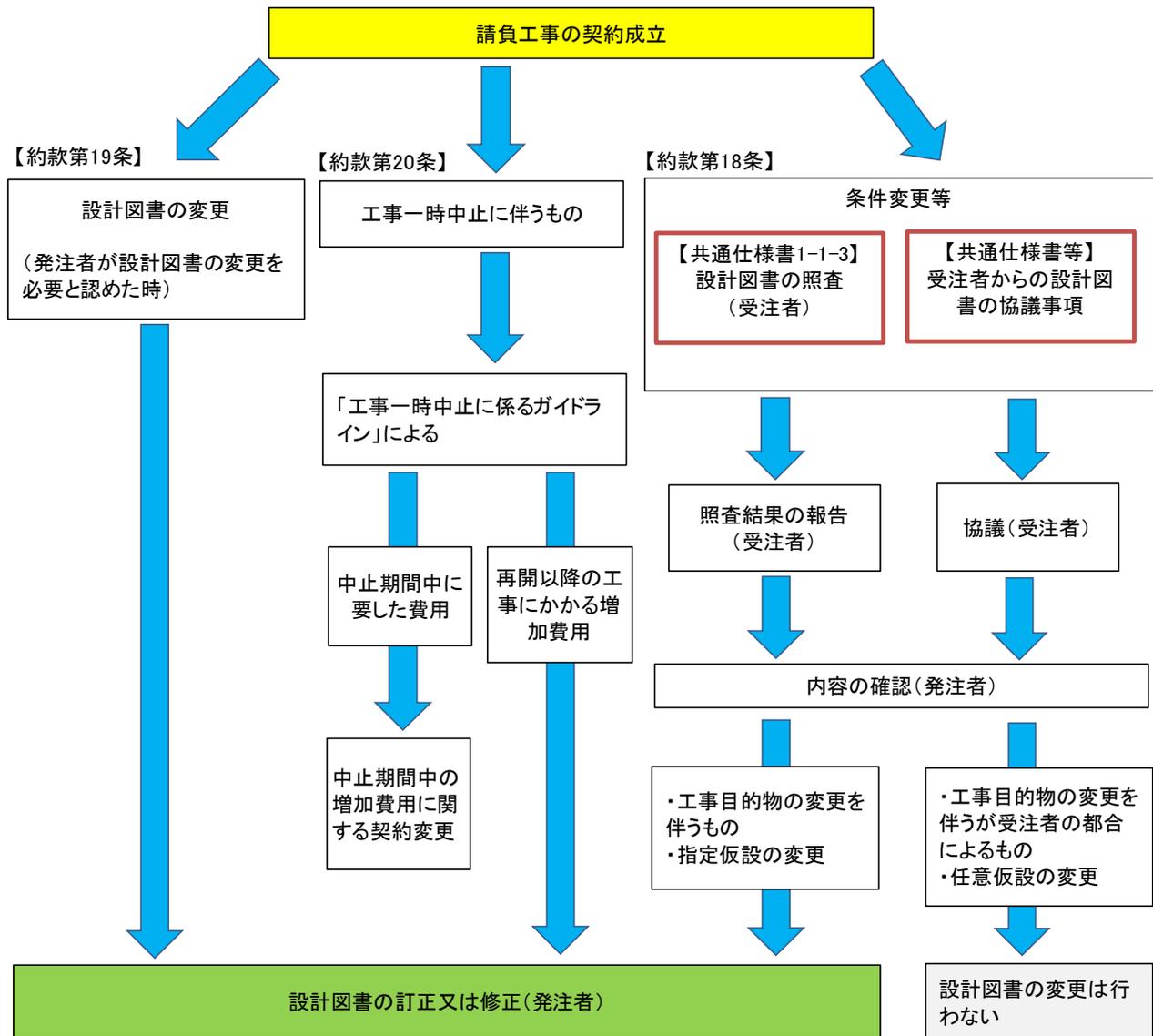
適切に工事を施工するため、受注者は、次の事項に留意しなければならない。

- 工事の施工前および施工途中において設計図書の照査を行い、設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工する上で疑問が生じた場合は、直ちに監督職員に書面により通知して、確認を求めなければならない。（約款第 18 条第 1 項、第 1 条第 5 項、共通仕様書第 1 編第 1 章 1-1-3）
- 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と協議を行い、発注者の書面による通知、指示に従い施工する。（独自の判断で施工しない）但し、約款第 26 条（臨機の措置）での対応の場合はこの限りではない。（約款第 18～24 条等、共通仕様書第 1 編第 1 章 1-1-16～1-1-18 等）

3 設計変更

3-1 設計変更の基本事項

(1) 設計変更手続きフロー(全般)



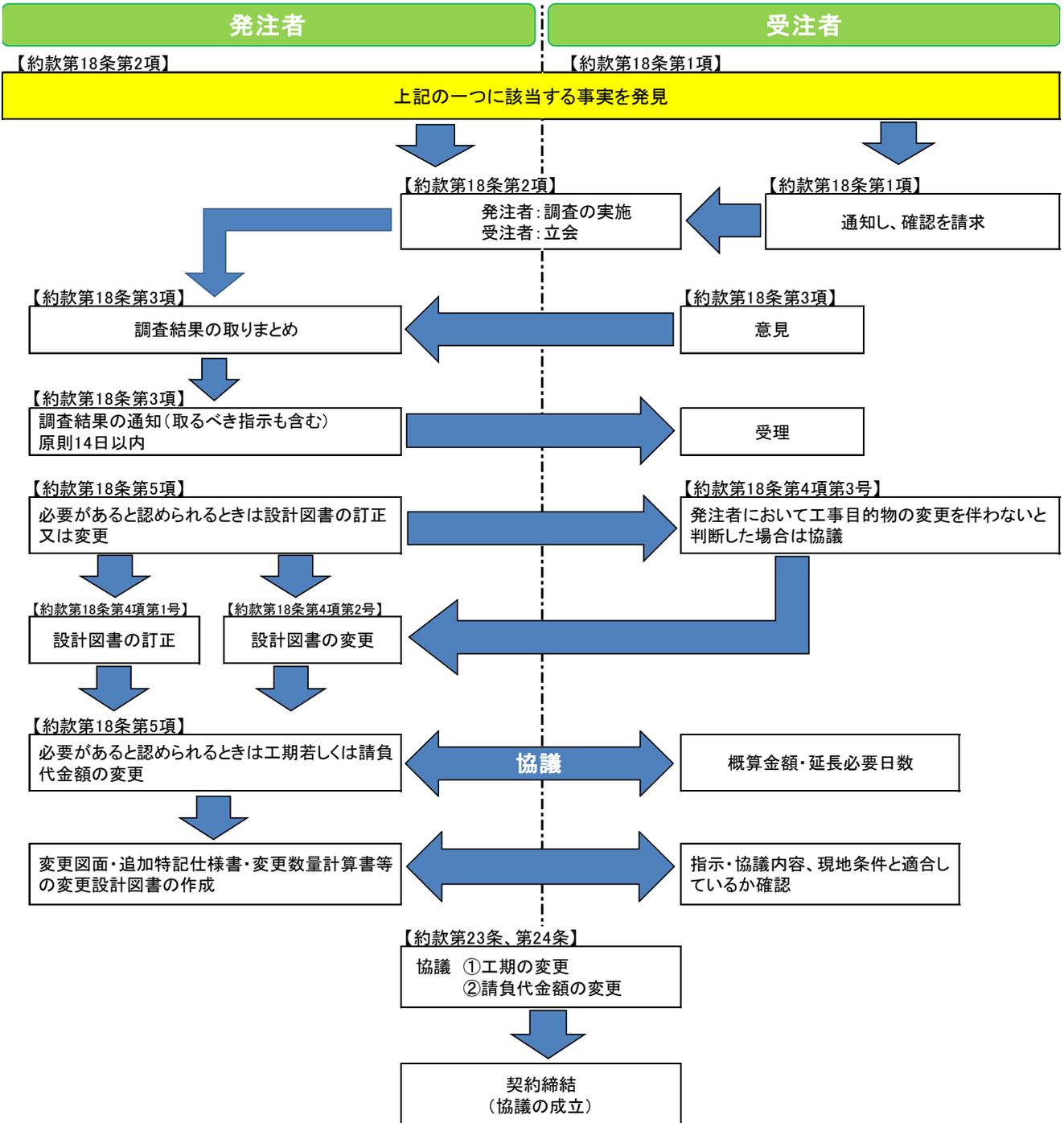
- 軽微な変更※1は設計変更内容を指示し、概算金額を受注者に通知したうえで、変更契約を工期末までにまとめて行う。
- それ以外の変更はその必要が生じた都度、変更契約の手続きを行う。

※1 岐阜市建設工事変更事務処理要領 第6及び別表1「軽微な変更の範囲(建設)」による

(2) 設計変更手続きフロー(約款第 18 条関係)

【約款第18条第1項】

- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
- ② 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと。
- ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予想することのできない特別な状態が生じたこと。



(3) 設計変更が可能な場合

【基本事項】

◆下記のような場合においては、設計変更が可能である。

- ① 工事(仮設(指定・任意)を含む)において、条件明示の有無に係わらず 当初発注時点で予期しなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合(ただし、所定の手続きが必要。)
- ② 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず工事着手できない場合。
- ③ 所定の手続き(「協議等」)を行い、発注者の「指示」によるもの
(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
- ④ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
- ⑤ 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

◆設計変更にあたっては下記の事項に留意する。

- ① 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- ② 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は約款第 19 条にもとづき書面で行う。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)
- ③ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

(4) 設計変更が不可能な場合

◆下記の場合は、原則として設計変更は行わない。

(ただし約款第 26 条(臨機の措置)での対応の場合はこの限りではない。)

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合

対応例 受注者は約款第 18 条第 1 項に該当する事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に提出し確認を求める。

- ② 発注者と「協議」を行っているが、協議の回答がない時点で施工した場合

対応例 協議の回答は契約書により発注者が約款 18 条第 3 項により調査の終了後 14 日以内にすることとなっており速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要などやむを得ず受注者の意見を聞いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。

- ③ 「承諾」で施工した場合

対応例 承諾とは、受注者自らの都合による施工方法等について、監督員の承諾を得て変更することである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は約款 18 条による協議をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。

- ④ 約款・共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合

(約款第 18 条～24 条、共通仕様書 1-1-13～1-1-15)

対応例 発注者及び受注者は協議指示・一時中止・工期延期・請負代金の変更など所定の手続きを行う。

- ⑤ 正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等)の場合

対応例 受発注者は、書面により指示・協議等を行う。

3-2 設計変更の対象となる具体例と手続き

3-2-① 図面、仕様書、特記仕様書等、設計図書が一致しない場合【約款第 18 条第 1 項第 1 号】

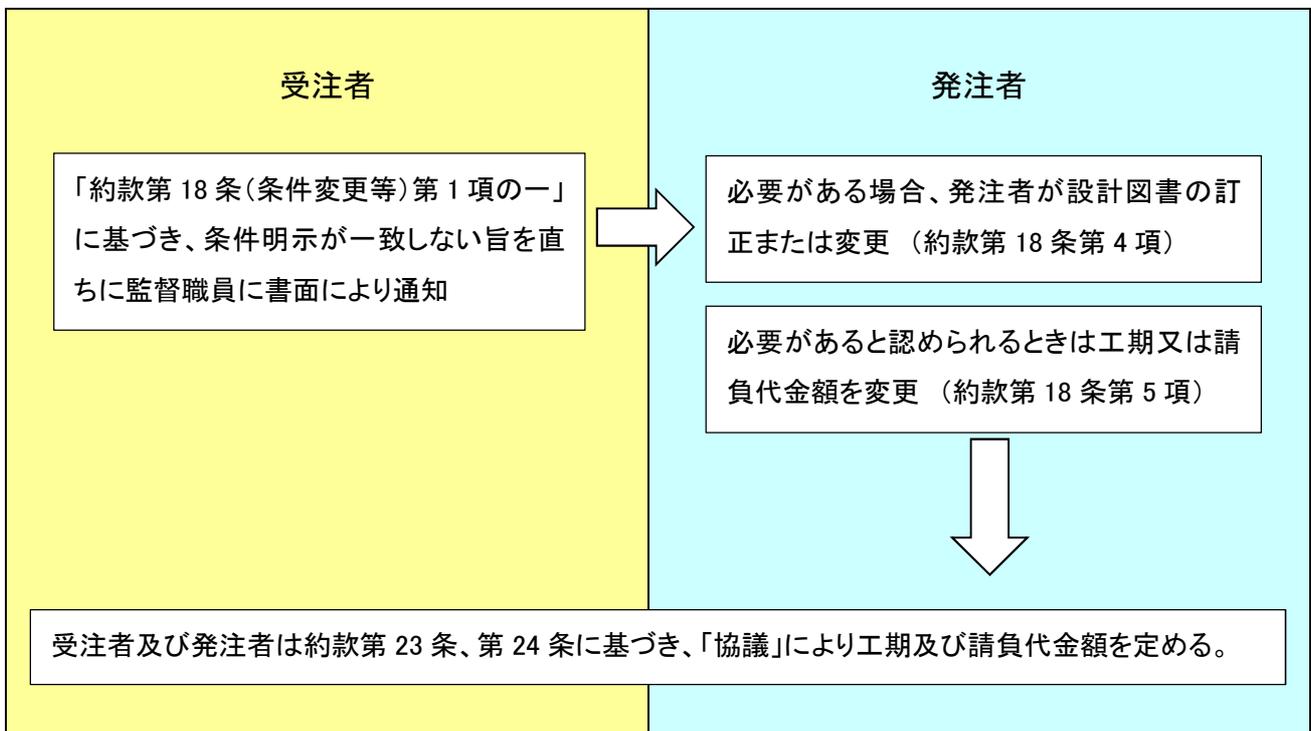
受注者は、図面、仕様書、特記仕様書等設計図書の構成文書の優先順位について規定がなく、図面と仕様書が一致していない場合には、受注者が勝手に判断して、施工を続けることは不適當であるため、図面、仕様書、特記仕様書等が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきである。

発注者は、それが本当に条件が一致しない場合には必要に応じて設計図書を訂正・変更する必要がある。

具体例

- ① 設計図書の平面図と詳細図の寸法、規格等の記載が一致しない。
- ② 図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない。

◆手続き



3-2-② 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合【約款第 18 条第 1 項第 2 号】

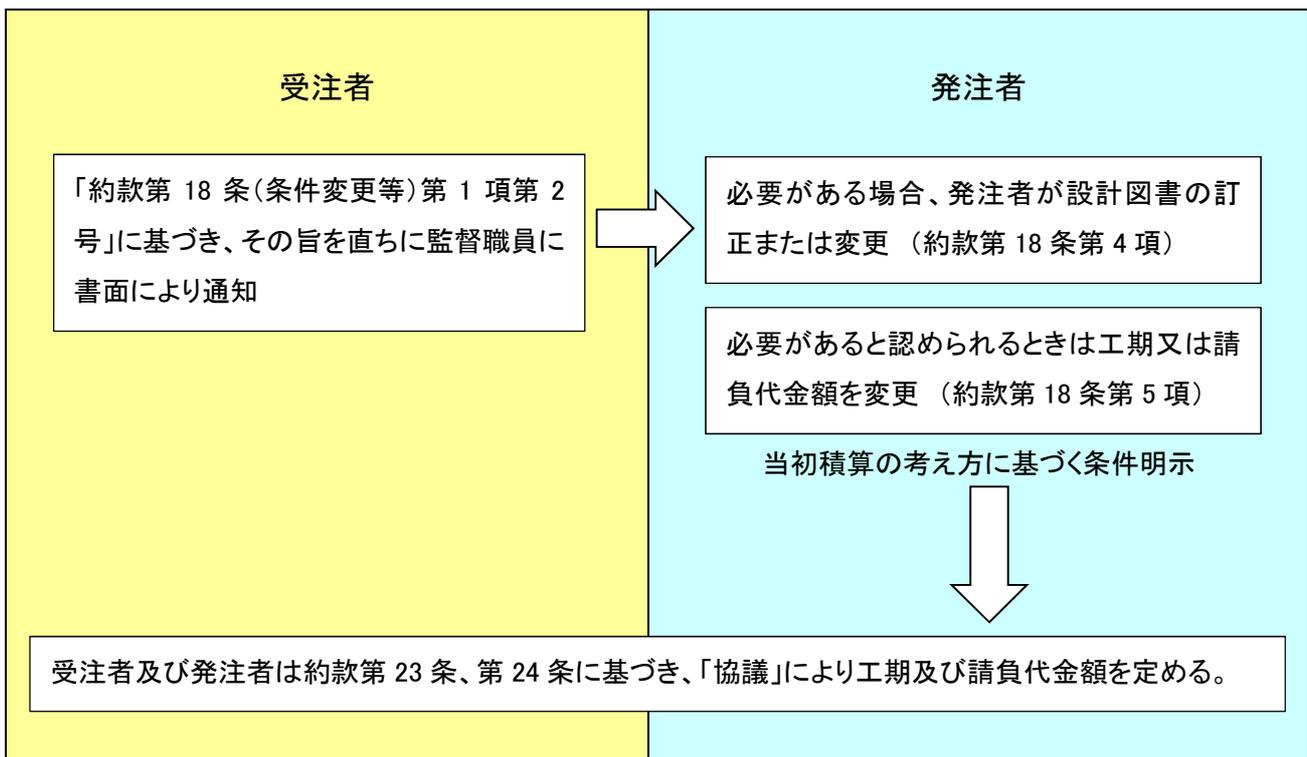
受注者は、互いの信頼から誠実な対応として、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認しなければならない。発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正・変更する必要がある。

また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、設計図書の脱漏部分を訂正・変更しなければならない。

具体例

- ① 条件明示する必要があるにも係わらず、土質に関する条件明示がない。
- ② 条件明示する必要があるにも係わらず、地下水位に関する条件明示がない。
- ③ 条件明示する必要があるにも係わらず、交通誘導警備員に関する条件明示がない。
- ④ 条件明示をする必要があるにも係わらず、使用する部材の品質等が明示されていない。

◆手続き



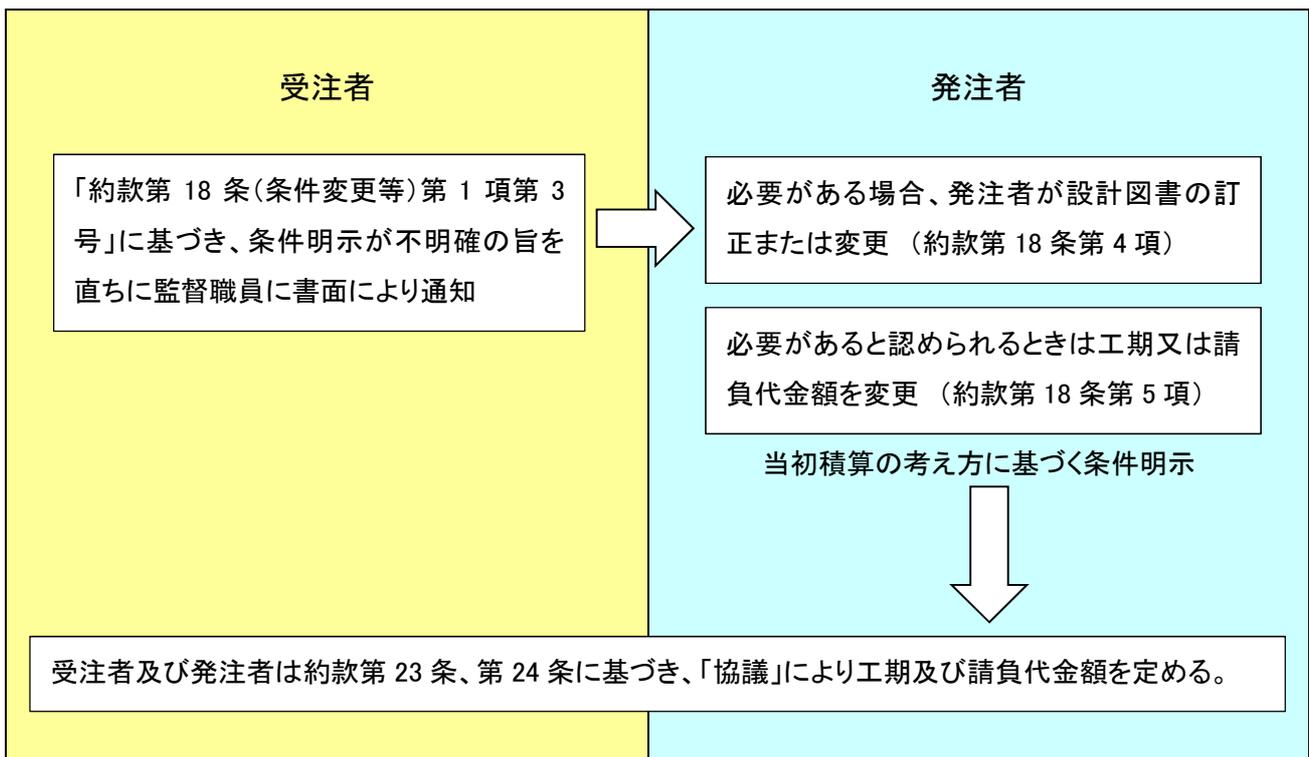
3-2-③ 設計図書の表示が明確でない場合【約款第 18 条第 1 項第 3 号】

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。受注者は発注者に確認し、発注者は必要に応じて設計図書を訂正・変更しなければならない。

具体例

- ① 土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確。
- ② 水替工の記載はあるが、作業時もしくは常時排水の運転条件等の明示がない。
- ③ 使用する材料の規格(種類、強度等)が明確に示されていない。

◆手続き



3-2-④ 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。

【約款第 18 条第 1 項第 4 号】

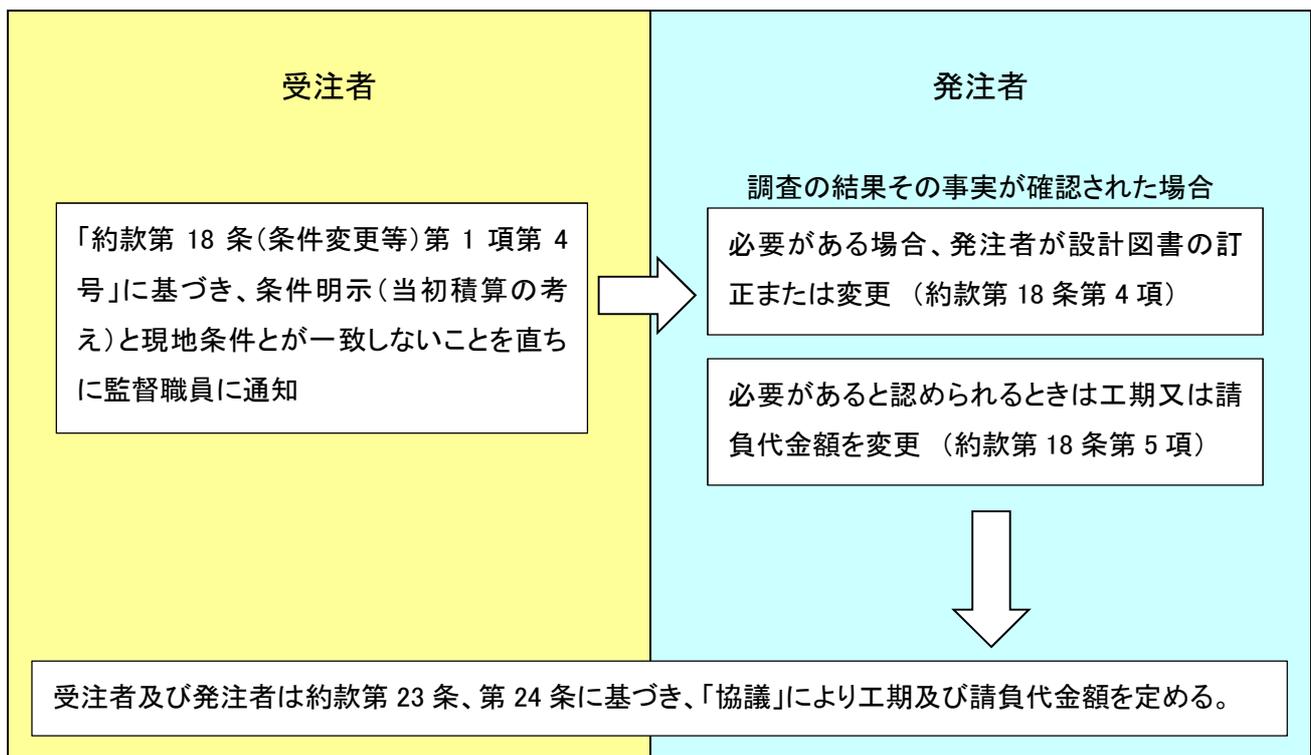
自然条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無が挙げられる。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工所用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられる。受注者は、条件が一致しない場合、発注者に確認しなければならない。発注者は、条件が一致しない場合には設計図書を訂正・変更する必要がある。

具体例

- ① 自然現象、その他不可抗力による施工条件の変更。
- ② 設計図書に明示された地形・土質が現地条件と一致しない。
- ③ 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない。
- ④ 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない。
- ⑤ 設計図書に明示された既設構造物の形状と工事現場の形状が一致しない。
- ⑥ 設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない。
- ⑦ 前項の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で現地条件と一致しない。

◆手続き



3-2-⑤ 予期することのできない特別な状態が生じた場合【約款第 18 条第 1 項第 5 号】

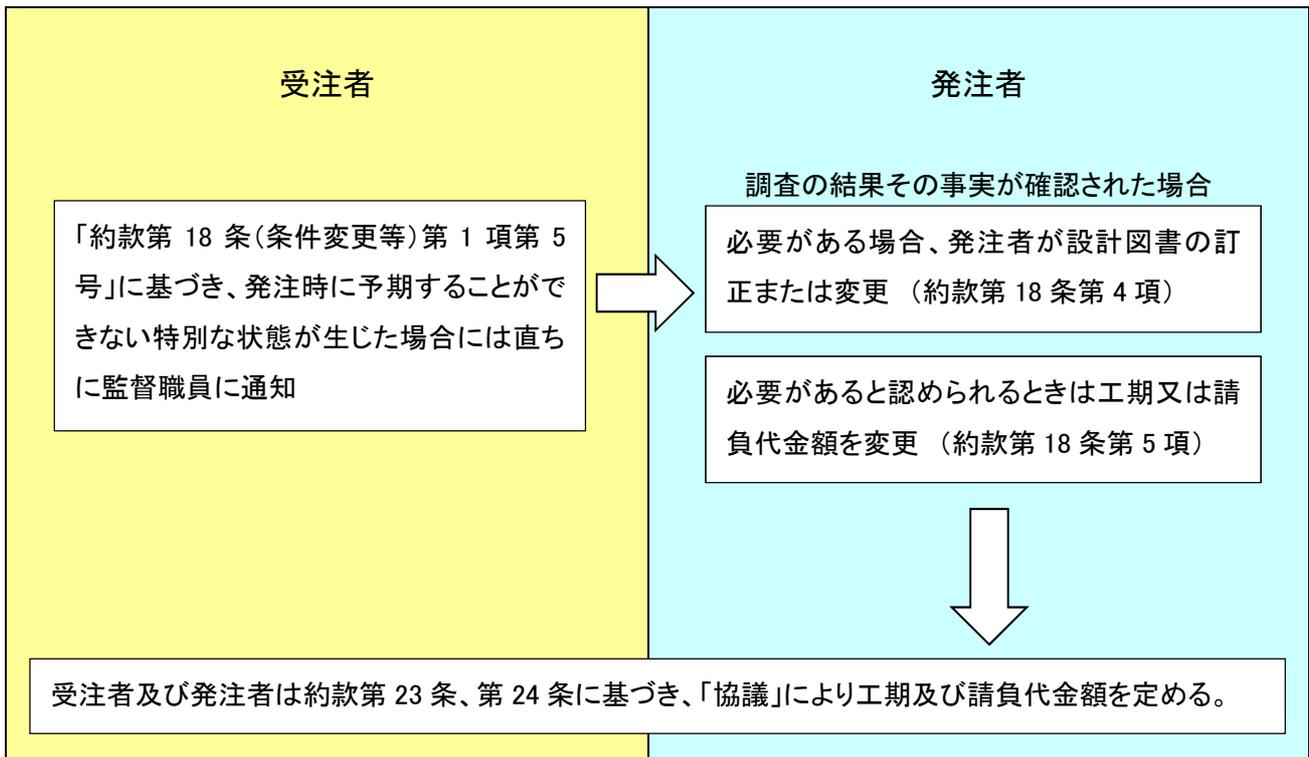
設計図書に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたことにより、施工が困難となった場合、発注者は事実を確認し、必要に応じて設計図書を訂正・変更する必要がある。

なお、すでに存在しており予期することができたのに設計図書に施工条件として定められていなかったものについては、設計図書に脱漏がある場合として第2号の適用となる。

具体例

- ① 工事区域内に想定外の軟弱地盤層が存在し、地盤改良が必要となった。
- ② 施工中に地下埋設物を発見し、撤去が必要となった。
- ③ 予見できなかった振動が発生し、振動対策が必要となった
- ④ 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった

◆手続き



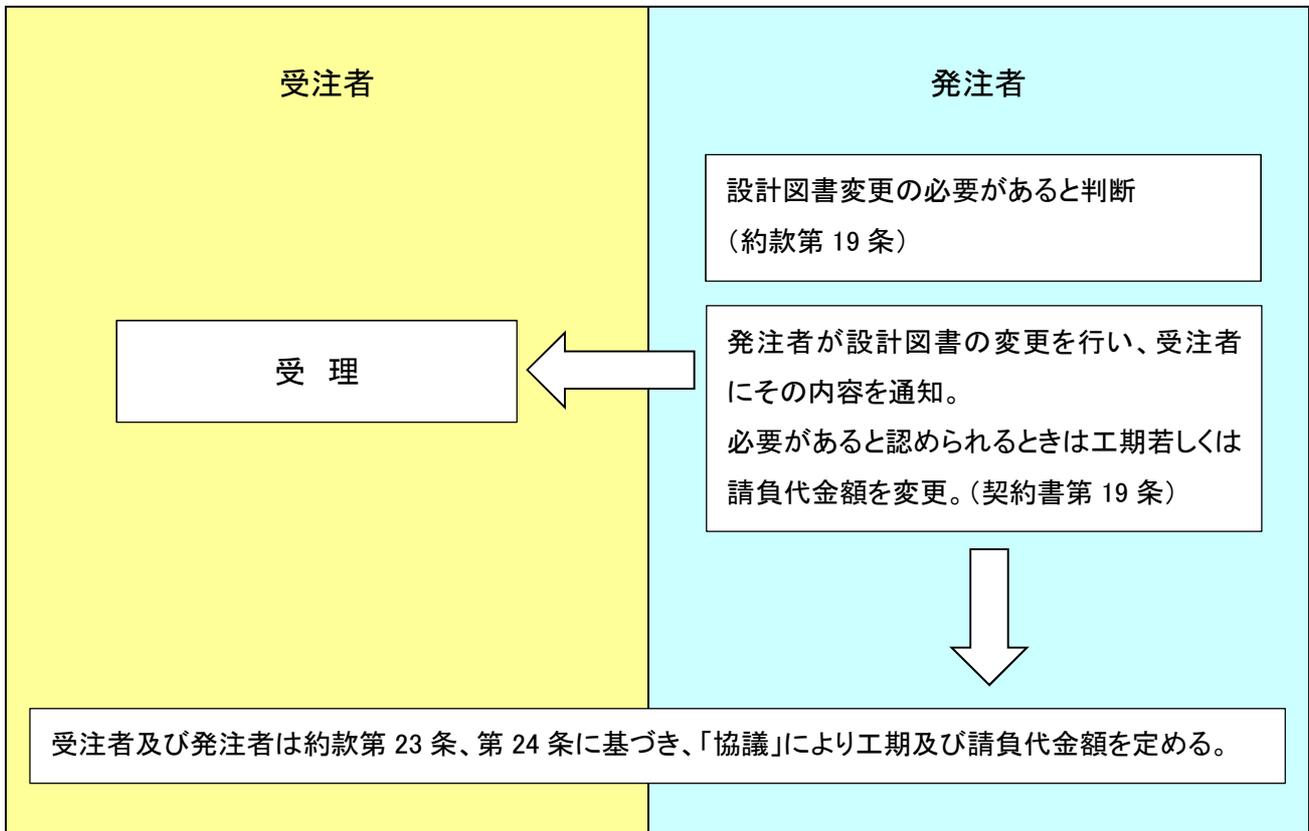
3-2-⑥ 発注者が必要と認め、変更する場合【約款第 19 条】

発注者は、設計図書に明示されていることについて、変更が必要であると認めるときには、受注者に通知し、設計図書を訂正・変更する。

具体例

- ① 周辺住民との協議により、変更が妥当であると認めるとき。
- ② 関連する他事業との調整の結果、変更が妥当であると認めるとき。
- ③ 関係機関からの条件提示や関係機関との調整等により、変更する必要があると認めるとき。

◆手続き



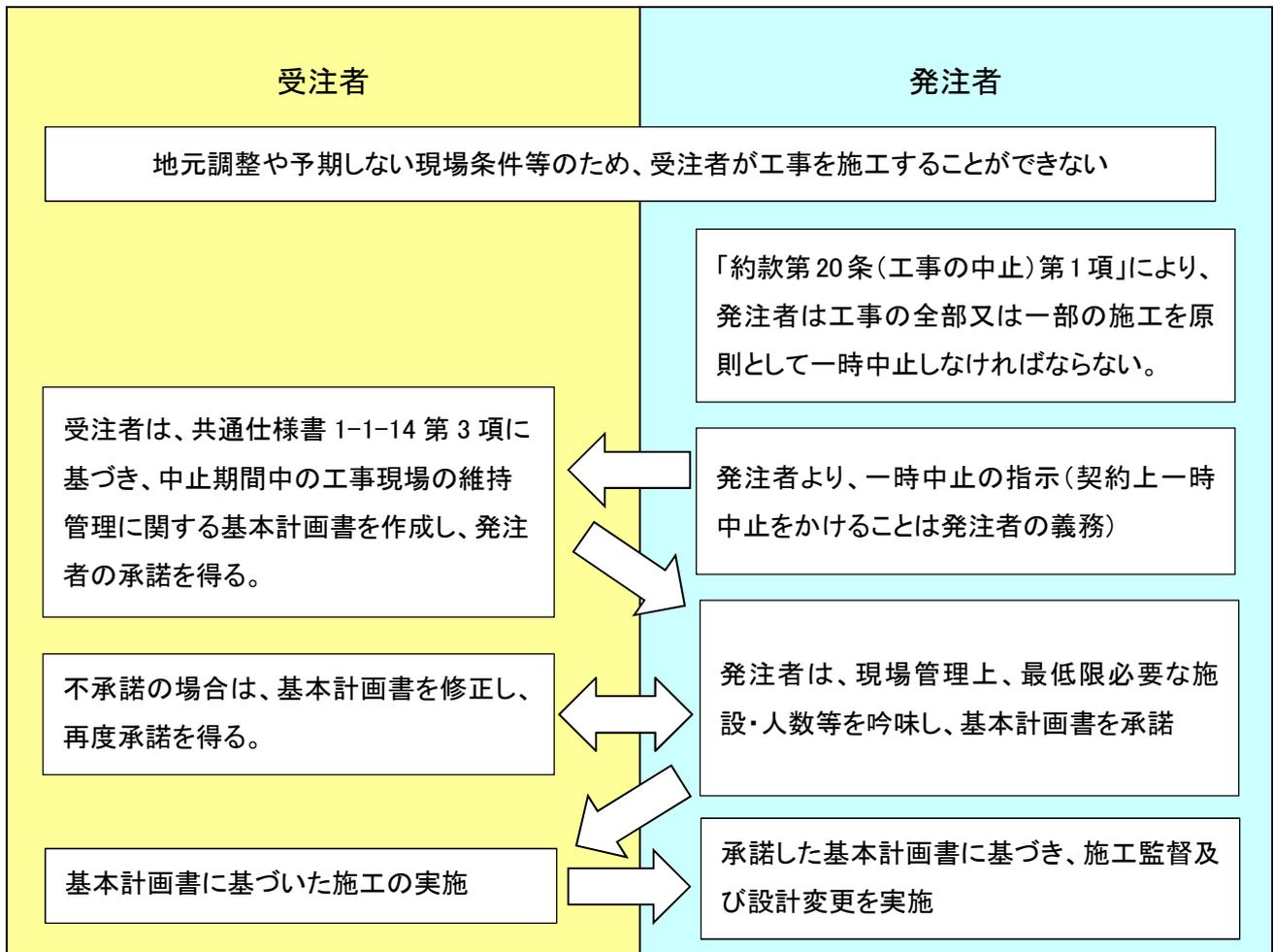
3-2-⑦ 工事中止の場合の手続き【約款第 20 条】

受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き

具体例

- ① 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- ② 発注後に警察、河川、道路、鉄道管理者等の管理者間協議が必要となった場合
- ③ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- ④ 発注後に受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- ⑤ 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合
- ⑥ 仮設道路等の工事借地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
- ⑦ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- ⑧ 発注後に確認された埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

◆**手続き**



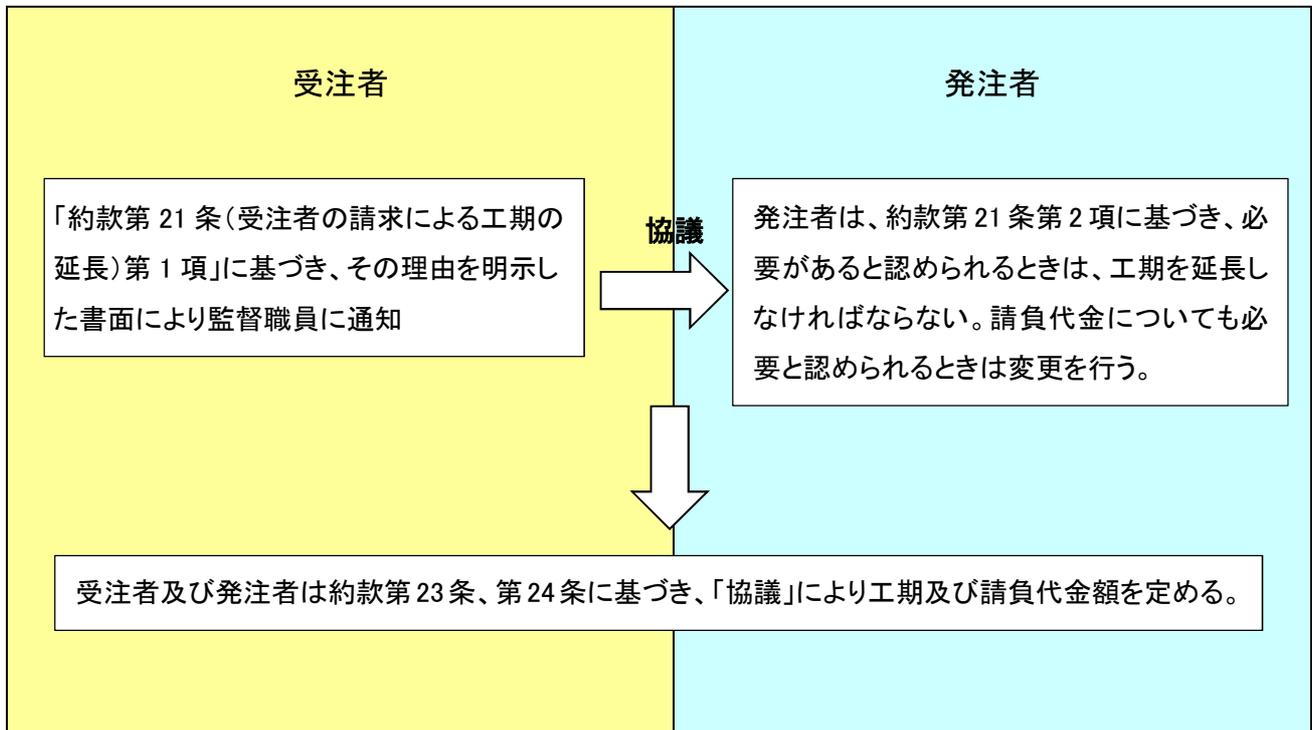
3-2-⑧ 受注者からの請求による工期の延長【約款第 21 条】

受注者は天候の不良、関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に工期の延長変更を請求することができる。

具体例

- ① 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合。
- ② 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合。
- ③ その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合。

◆手続き



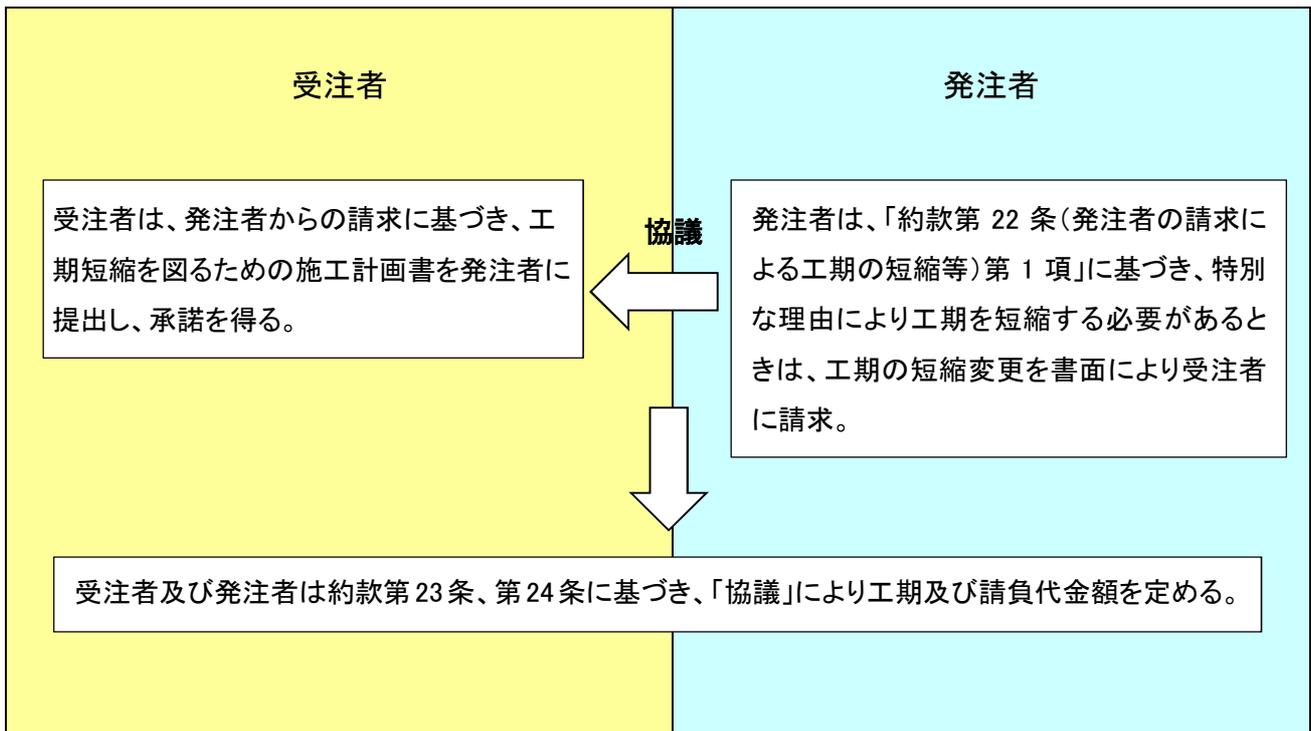
3-2-⑨ 発注者の請求による工期の短縮【約款第 22 条】

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

具体例

- ① 工事一時中止にともない工期延長となるが、出水期等施工期間が限定されるため、工期短縮が必要な場合。
- ② 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合。
- ③ その他の事由(地元調整、関係機関調整など)により工期の短縮が必要な場合

◆手続き



3-3 設計図書の照査

工事請負契約約款及び岐阜県建設工事共通仕様書において、設計照査の実施は受注者の責務

款第 18 条(条件変更等)

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直に監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

岐阜県建設工事共通仕様書 第1編共通編 第1章総則

1-1-3 設計図書の照査等

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により約款第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

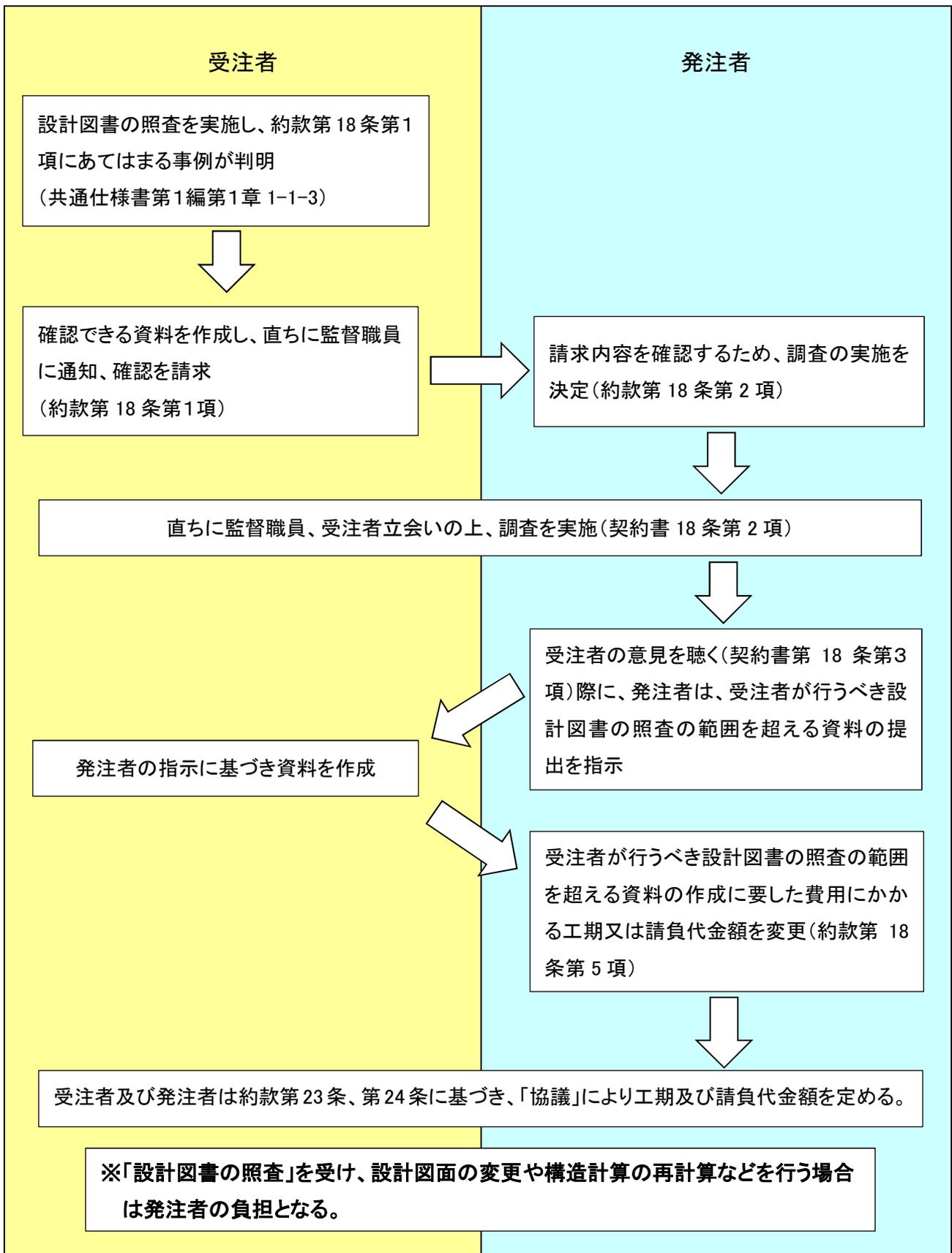
ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 19 条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

●「設計図書の照査」の範囲をこえるもの(事例)

- 1 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
 - 2 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更により構造物の構造計算が新たに必要、或いは再計算が必要になった場合の変更図面の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
 - 3 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
 - 4 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
 - 5 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
 - 6 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う)
 - 7 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要なものの。
 - 8 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
 - 9 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造図面作成。
 - 10 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
 - 11 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
 - 12 舗装繕工の縦横断設計。(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず、共通仕様書「1-6-15 路面切削工」「1-6-17 オーバーレイ工」「1-6-18 アスファルト舗装補修工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。)
- (注)適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に必要な費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。

◆設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合の手続き



4 条件明示について

4-1 特記仕様書への明示

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で特記仕様書(条件明示)に明示するものとする。

受注者は、明示された条件は工事施工にあたって制約等を受けることになる。

なお、契約後、施工条件に変更がある場合には、設計変更を行うものとする。

【参考】設計書への条件明示(例)

特記仕様書 (条件明示)

下記項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約が生じたときは、甲(市)と協議し適切な処置を講ずるものとする。

施工条件

明示項目	明示事項	制約条件等	チェック欄		
			係長	担当	
工程関係	関連工事	○関連する他の工事の工期(施工時期)			
		○関連する他の工事の内容			
	施工の制限	○施工内容			
		○施工時期			
		○施工時間			
		○施工方法			
		○工事の抑制期間(交通規制)			
	対外協議未了事項	○未了協議の内容			
		○制約を受ける内容			
		○協議成立の見込み時期			
	協議条件	○協議で付された特定条件の項目			
		○協議で付された特定条件の影響範囲			
	余裕工期設定工事 事前調査	○工事の着手時期			
		○地下埋設物・埋蔵文化財等の事前調査	○項目		
○調査期間					
○埋設物等の移設予定時期(見込み時					
休日日数	○休日日数				
	○作業不可能見込み日数				
用地関係	工事用地の未買収(未処理)	○場所			
		○範囲			
		○処理の見込み時期			
		○未買収地への立入り可否			
	工事用地の復旧 工事用地の借地	○工事用地等の使用後の復旧内容			
		○工事用仮設道路及び資機材置場の借地	○場所		
			○範囲		
			○期間		
			○使用条件		
			○復旧方法		
			○工事に必要な土地の借地料		
			○施工者に使用させる仮設ヤード		
	仮設ヤード(消波根固めブロック、桁製作等)	○場所			
		○範囲			
○期間					
○使用条件					
	○復旧方法				

4-2 明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項
工程関係	1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合には、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3 関係機関、地方公共団体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 4 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 5 地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	1 工事用地等の使用終了後における復旧内容 2 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 3 施工者に消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等 5 六価クロム溶出試験の対象工種・工法がある場合は、その試験実施段階、検体数
安全対策等	1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	1 一般道路を搬入路として使用する場合 (1)工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2)搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置方法 2 仮道路を設置する場合 (1)仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間

	(2)仮道路の工事終了後の処置(在置又は撤去) (3)仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2 仮設備の構造、施工方法及び設計条件を指定する場合は、その構造、施工方法及びその内容
建設副産物関係	1 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件 2 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離時間等の処分条件 4 浚渫土の運搬を行う場合は、運搬船の船種指定、揚泥方法の指定
工事支障物件等	1 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、その支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2 地上、地下等への占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
一般施工	1 埋戻工を行う場合は、その転圧の有無
その他	1 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等 3 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 5 工事用電力等を指定する場合は、その内容 6 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 8 調査試験に対する協力が必要な場合は、その調査名 9 立木伐採を行う必要がある場合は、その範囲、処理方法 10 地元調整未処理事項がある場合は、その処理見込み時期 11 設計内容に未検討項目がある場合は、その内容、検討終了時期 12 技術検査を行う場合は、その回数、実施時期 13 主任技術者に専任を求める場合は、その条件

5 仮設、施工方法の指定・任意の使い分けについて

5-1 基本事項

仮設及び施工方法の指定・任意については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- 1 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- 2 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- 3 ただし、本工事の内容変更に伴う工事量に増減及び工事施工中の状況の変化等^{注1}により、特に設計変更を要すると認めた場合は設計変更の対象とする。^{注2}

(注1)「工事施工中の状況変化等」とは、例えば異常出水、湧水、想定外土質、異常気象等の当初想定外の変化をいう。

(注2)状況変化があったことを示す関係資料を整理すること。

5-2 留意事項

◆仮設及び施工方法の指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

- 1 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- 2 発注者は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・ ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応。
- ・ 標準歩掛では、バックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・ 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う

5-3 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

◆自主施工の原則

約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

約款第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

5-4 指定と任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意(施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<p><指定仮設とすべき事項></p> <p>一般住民の生活、生命財産に影響を及ぼす恐れのあるもので、次のものをいうものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮橋、仮道：一般交通の用に供するもの ・仮締切：人家、公共施設等で影響が大きい堤防の機能を一時的に喪失させるような工事の仮締切で例えば本堤を開削 するために締めるもの ・仮水路：人家、公共施設等への影響が大きいもの及び管理者の協議等により、本工事と同程度の施工をするもの ・仮土留：人家、公共施設等への影響が大きいもので、例えば護岸式堤防で人家等に近接して仮土留工を施工するもの ・防災設備：人家、公共施設等に近接して設置する防災設備で、例えば発破作業等で施工する場合の防爆柵、落石防止 用の柵又は囲い等の工法を指定して施工するもの ・これ以外で特に工法を指定するもの <p>仮設工事のうち、諸般の条件により受注者の自主的な工法にまかせる事が不適当なもの</p>	

Ⅱ 設計変更事例

● 事例の分類

- 1 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更
- 2 工事目的物の追加
- 3 施工方法等(施工場所、施工時期、工法)の変更
- 4 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更
- 5 工期短縮に伴う変更

※引用文献:「公共土木工事 設計変更事例集」山海堂

1 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

変更事例

当初想定していた支持地盤が試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明したので、基礎工の構造を変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・設計図書には、土質柱状図及び支持地盤となる岩盤線が示されていた。



・試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明。

支持地盤の強度が不足しているなあ。



変更設計

・試験杭の施工結果より工事一時中止を指示。
・ボーリング調査を追加。
・土質変更に伴う基礎杭長、基礎杭径等の変更について設計図書に明示
・一時中止の増加費用、ボーリング調査費用及び変更設計図書に基づく基礎構造の費用計上

Point

岩盤線推定のためのボーリングは、ジャストポイントで行われているとは限らないので、試験杭で確認することは有効。

変更事例

土質条件が現場と設計で一致せず、薬液注入率を変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当該箇所の土質条件は、設計図書に「土質柱状図」及び「薬液注入工法」が示されていた。

・土質条件が設計と異なる。

土質条件が設計と異なっているので、薬液注入率を見直さなければ。



変更設計

・土質条件の変更を設計図書に明示。
・変更後の薬液注入率で費用を計上

Point

設計図書の変更内容は施工条件である「土質柱状図の変更」である。これに伴う薬液注入率の変更は、積算の変更となる。なお、薬液注入率の変更は、積算の変更にとどまらず、本体構造物の安定計算や構造計算に影響がおよび重要な設計変更になる場合が多い。このため、薬液注入率の変更を監督職員に明確に伝える必要がある。

2 工事目的物の追加

変更事例

埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加した。

※道路等に関する工事に伴う占用物件の移設については、占用条件を確認すること。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・既設管は、設計図書には示されておらず、その対処方法については監督職員が別途指示すると示されていた。

・埋設管が工事の支障となる。



変更設計

・既設埋設管を一部撤去し、新規に切り回しする埋設管の位置、規格、数量等を設計図書に明示。
・既設埋設管の一部撤去費用と新規切り回し埋設管の敷設費用を計上。

Point

工事に影響する可能性が大きいいため特記仕様書又は図面には「存在」を記しておき、設計変更の対象とする可能性を示唆しておき、施工過程での調査内容については速やかに監督職員に通知し、その確認を請求すること。【契約書第18条(条件変更等)】

3 施工方法等(施工場所、施工時期、工法)の変更

変更事例

排水基準を満足する水質で排水したところ、濁水のために水質汚濁が危惧されたため、濁水処理設備を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初設計図書には水質汚濁に関する特別な事項は示されていなかった。

・濁水のために水質汚濁が危惧された。



変更設計

・水質管理に伴う処理剤及び濁水処理設備の機能、稼働時間について明示。
・変更積算は濁水処理設備等について計上。

Point

本来ならば、濁水処理設備の必要性の有無も含めて受注者が自主的に施工する範囲であるが、濁水という状況下においてその必要性が受発注間で検討されたもの。

3 施工方法等(施工場所、施工時期、工法)の変更

変更事例

地元要望により、振動発生懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあり、工法変更をした。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・仮締め切りの施工については、打ち込みを高周波パイプロハンマ、引き抜きを電動式パイプロハンマ方式により施工方法を指定している。また、現地の状況によりがたい場合は、監督職員と協議すると示されていた。

・地元要望により、振動発生懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあった。



変更設計

・受注者と協議のうえ、鋼矢板の打ち込み、引き抜き工法を変更する。
・特記仕様書に工法変更を明示した。

Point

契約時点では、最も合理的な工法として指定したものであるが、地元から要望を寄せられた時点で、発注者は苦情内容を調査し、「周辺住民に振動による悪影響を及ぼさない施工方法を採用すること」という施工の制約を変更特記仕様書に示し、設計変更の対象とする必要がある。

変更事例

工事中の道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、砕石による補修だけでは解決しないため敷鉄板の敷設を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・工事中の道路に関しては「既設のものを使用」することとしており、補修に関しては補修材の材質、数量の明示がされていた。

・工事中の道路の振動抑制対策について地元要望があった。



変更設計

・工事中の道路の整備について補修材料及び敷鉄板の敷設数量を明示。
・敷鉄板の敷設費用及び損料を計上。

Point

施工手段や仮設は本来任意であるが、重要な仮設物や特別に地元と約束がある場合などの仮設については指定仮設として設計図書に示す事になる。この場合、地元要望に基づき施工条件の変更となったため設計変更の対象とする。

3 施工方法等(施工場所、施工時期、工法)の変更

変更事例

現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。これにより、昼間とは別に夜間作業に伴う交通整理員の配置が必要となった。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・「全作業は昼間作業」という施工時間帯が施工条件として示されている。また、車両出入り口の箇所数と交通整理員の人数が示されていた。



・現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。

現道切り回し作業は夜間にしてください。



変更設計

・以下の3点について設計図書に条件明示する。
①夜間作業の区分
②交通整理員の夜間作業時間帯及び員数
③夜間作業の変更に伴う工期の延長
・夜間作業に伴う積算の変更と交通整理員の費用を計上。

Point

当初の特記仕様書では作業が昼間を前提としており、交通整理員の配置も昼間のみであった。しかし、警察協議により夜間作業に条件変更となったため設計変更の対象とする。

変更事例

当初設計では、掘削にあたり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初設計図書には水替ポンプの規模と数量が示されていた。
φ〇〇×台数を想定しているが、これによりがたい場合は、監督職員と協議と示されてた。



・予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。



変更設計

・ウェルポイントの追加に伴って水替工のポンプ台数を減じて積算。
・ウェルポイント工法の費用を計上。

Point

一般に工事の施工条件は、たとえ常識的な範囲であっても、具体的な数値等を設計図書に明示しておくことが望ましい。

4 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

変更事例

用地取得交渉に不測の日数を要したため一時中止し、工期延期を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。また、予定どおり処理出来ない場合は、監督職員と協議と示されていた。

・用地取得交渉に不測の日数を要した。

変更設計

・工事の一時中止を指示し、工期延長を行う。変更費用については工事一時中止に伴う増加費用を計上。

【契約書第20条(工事の中止)】

Point

発注者は、施工条件として用地未処理部分がある場合は、処理の見込み時期を明らかにすると共に事実上施工が不可能な時は、時機を逸せず工事の一時中止を速やかに指示する必要がある。

変更事例

地元漁業関係者より漁業への影響があるとして工事計画(工事に伴う排水計画)の再検討について要望が出されたため地元合意が成立するまで工事一時中止を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初、特記仕様書には排水計画を作成し監督職員と協議すると示されていた。

・地元漁業関係者より漁業への影響があるとして工事計画の再検討について要望が出された。

変更設計

・速やかに工事の「工事一時中止」の指示を行い、ガイドラインに基づき「基本計画書」の作成を行う。

・工事一時中止に伴う増加費用を計上。

【契約書第20条(工事の中止)】

Point

地元からの計画見直しの要望により、発注者が工事の中止を認めたものであり、工事の全部又は一部の施工を中止させることが出来る。このとき一時中止に伴う増加費用について受注者と協議して費用を見込まなければならない。

4 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

変更事例

予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来ないため、工期延長を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初設計では現況河川の平水位が示されていた。

・予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来なくなった。



変更設計

・受注者から河川の増水により基礎工の施工が不可能である旨を明示。(工事期間中の水位観測、天気調査結果、写真、工程表)
・工期の延長
【契約書第21条(受注者の請求による工期の延長)
第23条(工期の変更方法)】

Point

河川の増水が予期できないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる水位の状況であり、施工出来ない水位であることを示さなければならない。

5 工期短縮に伴う変更

変更事例

当初設計時点の現場条件に違いがあり〇〇工を追加したが、供用日が決まっており、追加工種分の工期延期ができず、当初工期のままで施工を指示した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・〇〇工種はなかった。

・〇〇工種を追加したが、供用日が決まっていたため、当初工期のまま施工することになった。

変更設計

・受発注者間で〇〇工種追加に伴う工程上の影響を確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。
例
・施工時間の延長
・建設機械の増

Point

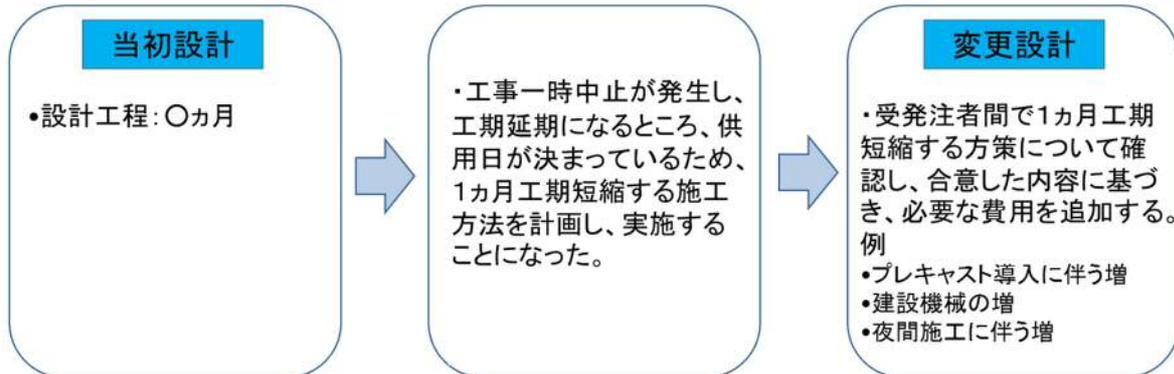
工種追加により、作業が増えているが工期を延期しない場合は、その影響が作業段取り等に出る可能性があり、その影響について必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。

5 工期短縮に伴う変更

変更事例

工事一時中止により2カ月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、工期延期を1ヵ月とし、1ヶ月間の工期短縮するための施工を指示した。

設計での仕様・施工条件



Point

工事数量に変動はないが、工程短縮するために作業時間や機械セット数を増やす必要がある場合、その必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。

Ⅲ 工事一時中止ガイドライン

1 策定の背景

- 工事発注の基本的考え方

工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

- 工事発注の現状

円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところである。

- 現状における課題

工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の通知を行わなければならない。

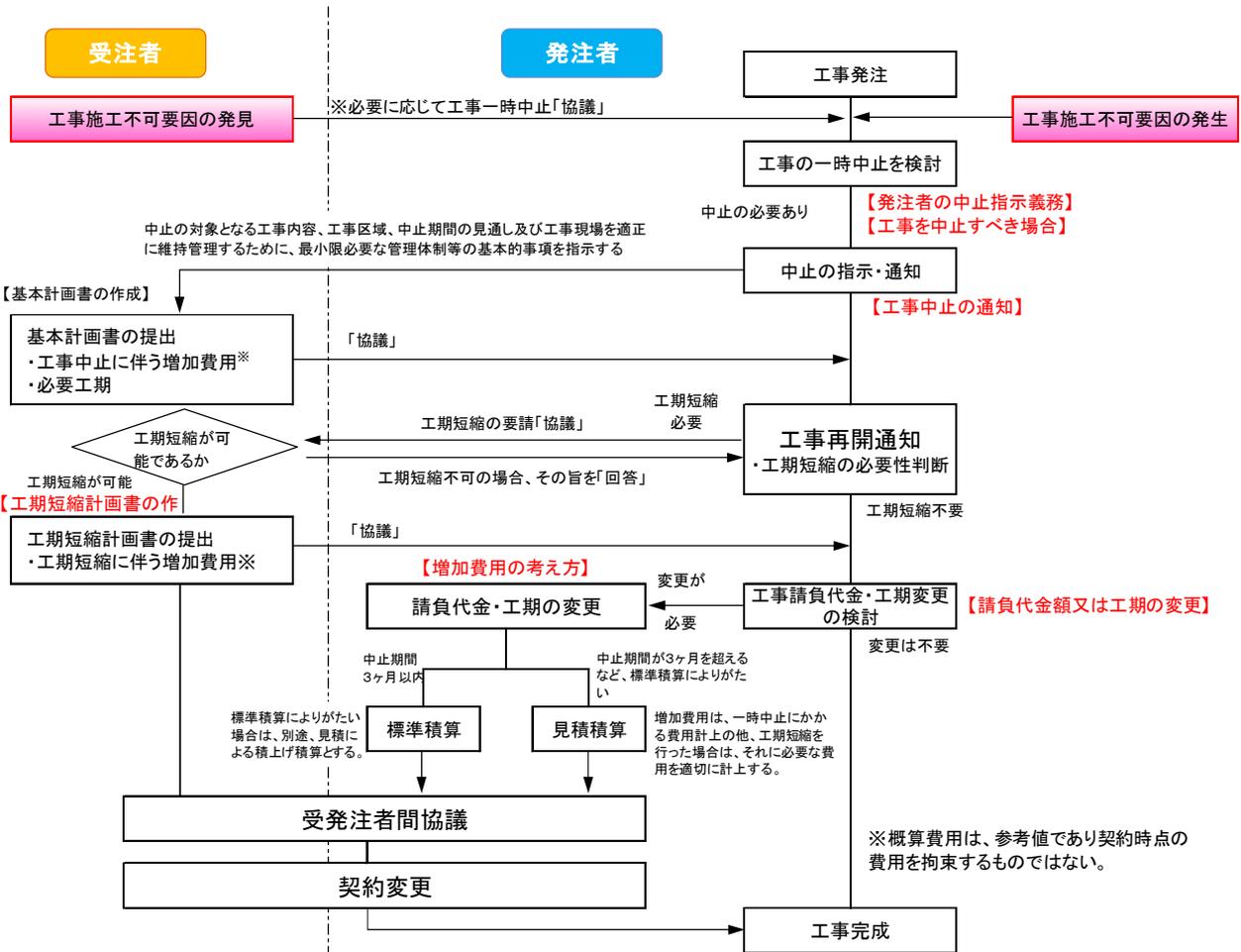
しかし、一部の工事において一時中止の通知を行っていない工事も見受けられるといった指摘があるところである。



- ガイドラインの策定

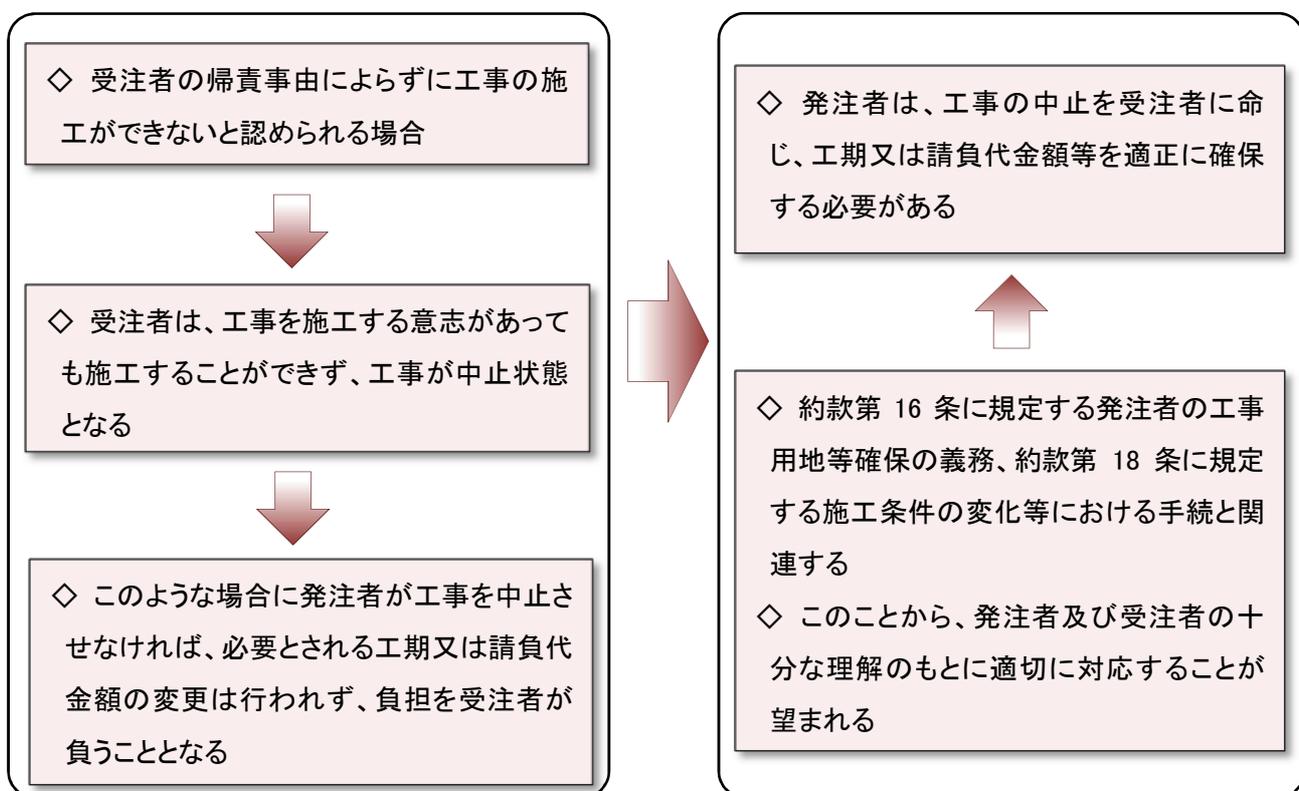
これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うためにガイドラインを策定するものである。

2 工事一時中止に係る基本フロー



3 発注者の中止指示義務

- 受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。
- 受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。【約款第 20 条】
※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注) 1 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

※大幅な工期延期とは、工事請負契約約款第 49 条第 1 項の二を準拠して、「延期期間が当初工期の 10 分の 5(工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月)を超える場合」を目安とする。

4 工事を中止すべき場合

- 受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。

【約款第 20 条】

- 上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合



◇設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(約款第 18 条)施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



◇「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
◇「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。

5 中止の指示・通知

- 発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見直し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【約款第 20 条】
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

- ◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
- ※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
- ◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

受注者による中止事案の確認請求

- ◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

- ◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6 基本計画書の作成

- 工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し承諾を得る。【共通仕様書第1編 1-1-14】
※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。
- 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- 一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容

- ◇基本計画書作成の目的
- ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇工事再開に向けた方策
- ◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠
- ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き

管理責任

- ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

7 工期短縮計画書の作成

- 発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し、合意を図る。
- 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記載内容

- ◇ 工期短縮に必要なとなる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- ◇ 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ◇ 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用等を記載

管理責任

- ◇ 受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める。
- ◇ 工期短縮に伴う増加費用等は、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う。

8 請負代金額又は工期の変更

- 工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。
- 中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

- ◇ 発注者は、工事の施工を中止させた場合、請負代金額の変更で受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。
- ◇ 増加費用
 - 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの
- ◇ 損害の負担
 - 発注者に過失がある場合に生じたもの
 - 事情変更により生じたもの

工期の変更

- ◇ 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- ◇ 地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。
- ◇ このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

9 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

● 増加費用の範囲

- ◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工事の再開準備に要する費用

- ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

工事体制の縮小に要する費用

- ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

(2) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

● 増加費用の考え方

① 工期短縮の要因が発注者に起因するもの …… 【増加費用を見込む】

例) 工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合

② 工期短縮の要因が受注者に起因するもの …… 【増加費用は見込まない】

例) 工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合

③ 工期短縮の要因が自然条件(災害等含む)に起因するもの …… 【増加費用を見込む】

例) ・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合

・自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合

※災害による損害については、工事請負契約約款第 29 条(不可抗力による損害)に基づき対応

● 増加費用を見込む場合の主な項目の事例

◇当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。

◇パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。

◇その他、必要と思われる費用。

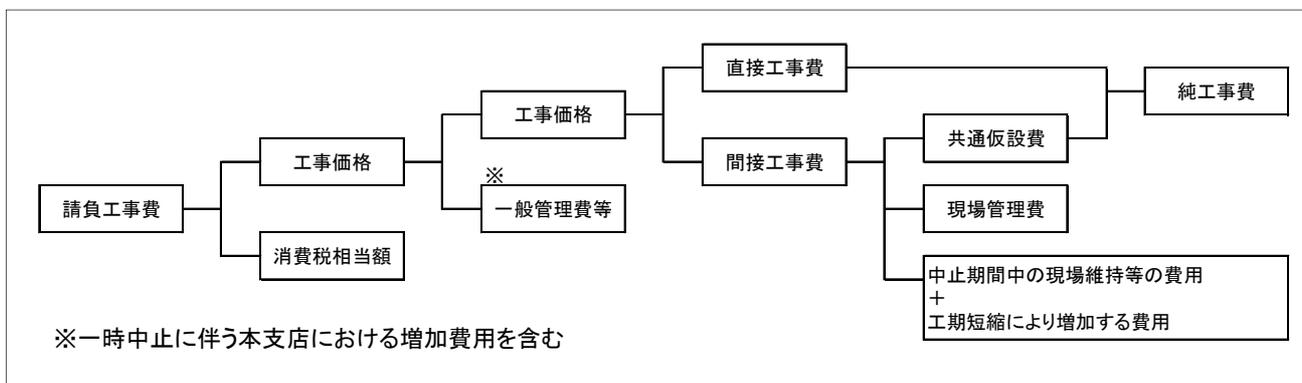
※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

● 中止に伴う増加費用の算定

- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する

増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。

積上げ項目

- ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
- 直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
- 直接工事費(仮設費を含む)及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用

率で計上する項目

- ◇運搬費の増加費用
- 現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
- 大型機械類等の現場内小運搬
- ◇安全費の増加費用
- 工事現場の維持に要する費用
- ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用
- ◇役務費の増加費用
- 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
- ◇営繕費の増加費用
- 現場事務所、労働者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
- ◇現場管理費の増加費用
- 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

- 注)・標準積算は工事全体の一時中止(主たる工種の部分中止により工期の延期となった場合を含む)に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可
- ・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上積算とする。

● 増加費用の積算

◆ 増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象注)に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。

ただし、中止期間3ヶ月※以内は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い、増加費用を算定する。

※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以内」としている。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積(例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積)を徴収する。

注)増加費用の算定(請負代金額の変更)は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示(工事着手に関する条件など)を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

工事一時中止に伴う積算方法(標準積算による場合)

◇中止期間中の現場維持等の費用G(単位 円 1,000 円未満切り捨て)

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg:一時中止に係る現場経費率(単位 % 少数第4位四捨五入3位止め)

J:対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位 円 1,000 円未満切り捨て)

α :積上げ費用(単位 円 1,000 円未満切り捨て)

一時中止に係る現場経費率(dg)

$$dg = [A \times \{(J / (a \times J^b + N))B - (J / (a \times J^b))B\}] + (N \times R \times 100) / J$$

N:一時中止日数(日) ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R:公共工事設計労務単価(土木一般世話役)

A・B・a・b:各工種毎に決まる係数(別表-1)

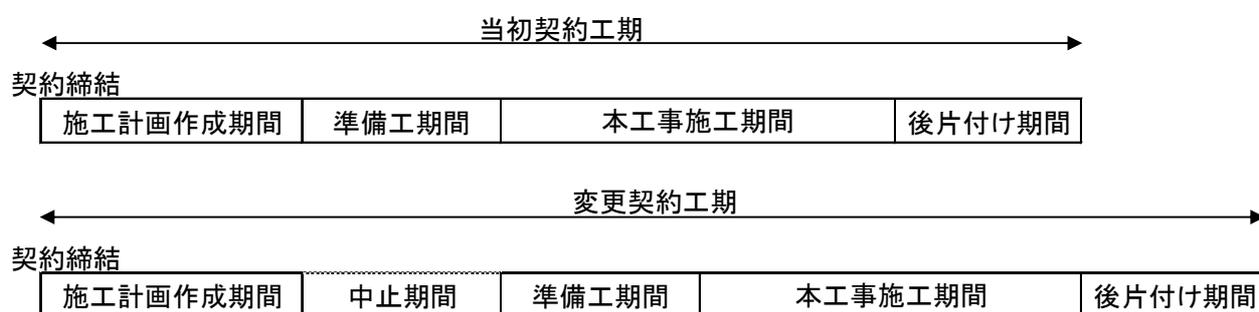
【別表－1】

工種区分	係数 A			係数B	係数a	係数b	
	地方部(一般交通等の影響なし)	地方部(一般交通等の影響有)山間僻地離島	市街地(DID地区・準ずる地区)				
河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311	
河川・道路構造物工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	
海岸工事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498	
道路改良工事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348	
鋼橋架設工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607	
PC橋工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058	
舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226	
共同溝等工事	(1)	209.6	221.5	229.1	-0.1448	0.1529	0.4058
	(2)	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559
トンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252	
砂防・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357	
道路維持工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3993	
河川維持工事	439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544	
下水道工事	(1)	437.5	462.4	478.1	-0.2054	0.0812	0.4356
	(2)	135.2	142.9	147.8	-0.1089	0.2598	0.3771
	(3)	106.4	112.6	116.3	-0.1078	0.5988	0.3258
公園工事	244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740	
コンクリートダム工事	351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998	
フィルダム工事	508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440	
電線共同溝工事	256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740	

(3) 契約後準備工着手前に中止した場合

◆契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態では測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

◆発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

○工事請負契約約款の工事用地の確保等第 16 条第 2 項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。

○このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

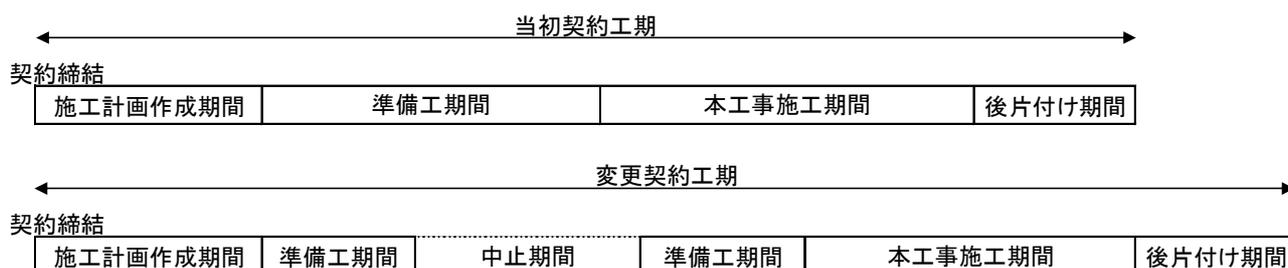
◇増加費用

○一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(4) 準備工期間に中止した場合

◆準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

◆発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

○受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要な応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇増加費用

○増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。

○増加費用は、安全費(工事看板の損料)、営繕費(現場事務所の維持費、土地の借地料)及び現場管理費(監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当)等が想定される。

○増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

(積算は受注者から見積を求めて行う。)

10 増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い

●増加費用の設計書における取扱い

- ◆増し分費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ◆ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなす。

※設計書では、現場管理費の次の項目として追加項目に「中止期間中の現場維持等の費用」として計上し、一般管理費等の対象とする。

注)追加項目として計上する「中止期間中の現場維持等の費用」は、増加費用(率計上+積み上げ費用)を計上したものをいう。

●増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆増し分費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、変更契約するものとする。
- ◆増し分費用は、受注者の請求があった場合に協議の上、負担する。
- ◆増し分費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

※増加費用の計上(請負代金額の変更)は、準備工着手後に中止した場合を原則とし、準備工着手前の増加費用に関するトラブルを回避するため、契約図書に制約となる条件の明示(工事着手に関する条件など)を行うとともに、契約後速やかに現場事務所設置時期などを確認し、十分な調整を行う必要があります。

【参考資料1】工事の一時中止に係る手続き様式

(工事中止様式－1)

岐阜市 第 号
年 月 日

(受注者名) 様

岐阜市長 印

請負工事の一時中止について (通知)

工事請負契約約款第 20 条及び岐阜県建設工事共通仕様書 1-1-14 の規定に基づき、下記のとおり工事を中止されるよう通知します。

記

1 契約内容

- (1) 工事名：
- (2) 工事場所：
- (3) 工期：

2 工事一時中止箇所

3 工事一時中止理由

4 工事一時中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 管理体制の基本的事項

中止期間中における工事現場の維持管理を別紙－1により行うこと。

(別紙－１)

一時中止期間中における工事現場の維持、管理等の基本的事項

1 (維持、管理等について、詳細に記述する。)

(別紙－１)

一時中止期間中における工事現場の維持、管理等の基本的事項

1 中止期間中の業務

(1) 現場点検の実施

一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、１日１回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、〇〇事務所監督員に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。

(2) 緊急時の対応

震度４以上の地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。

(3) 中止期間中の実施作業（例えば、準備工期間中に工事中止となった場合）

中止解除（現場着工）時に円滑に工事が実施できるように、下記の業務を実施する。

- ・現地調査

工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議する。

- ・試掘の立会

企業者の試掘に対し、すべて立会い埋設箇所の確認を行う。

- ・施工計画書の作成

現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督員の承諾を得る。

2 中止期間中の体制

中止期間中の体制は以下のとおりです。

現場代理人・・・・・・・・常駐

監理技術者・・・・・・・・非常駐

施工担当者・・・・・・・・現場代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合監督職員と協議の上、社員を増員する。

また、現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を排除せず業務が発生した都度、役割を果たすこととする。

(工事中止様式－２)

年 月 日

岐阜市長 様

(受注者名) 印

工事一時中止に伴う工事現場の維持
管理等に関する基本計画書について

年 月 日付けで工事一時中止の通知があった下記工事について、別紙のとおり
基本計画書を提出します。

記

契約番号： 第 _____ 号

工事名： _____

別紙

基本計画書

- 1 中止時点における内容
 - (1) 中止する工種の出来高
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労務者数
 - (4) 搬入材料
 - (5) 建設機械器具等
- 2 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
- 3 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること。
- 4 中止した工事現場の管理責任に関すること。

(工事中止様式-3)

岐阜市 第 号
年 月 日

(受注者名) 様

岐阜市長 印

請負工事の一時中止の再開について (通知)

- (1) 契約番号： 第 号
- (2) 工事名：
- (3) 工事場所：
- (4) 中止期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日付けで通知した標記工事は、 年 月 日より再開されるよう通知
します。

(工事中止様式－４)

年 月 日

岐阜市長 様

(受注者名) 印

請負工事の一時中止に伴う増加費用の請求について

標記について、下記の一時的中止に伴い増加費用を必要としたので、工事請負契約約款第20条第3項に基づき負担されるよう請求します。

記

1 中止期間 年 月 日から 年 月 日まで (日間)

(工事中止様式－5)

岐阜市 第 号
年 月 日

(受注者名) 様

岐阜市長 印

請負工事の一時中止に伴う増加費用の見積りについて（依頼）

標記について、下記の一時的中止に伴う増加費用について見積りを提出されたい。

記

1 中止期間 年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）

(工事中止様式－6)

年 月 日

岐阜市長 様

(受注者名) 印

請負工事の一時中止に伴う増加費用の見積りについて

標記について、下記のとおり見積りしたので関係資料を添えて提出します。

記

- 1 中止期間 年 月 日から 年 月 日まで (日間)
- 2 増加費用 ¥
- 3 増加費用の内訳 別紙のとおり

【参考資料2】工事の一時中止に伴う増加費用の費目と内容

◇増加費用の費目と内容

増し分費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1)現場における増し分費用【積上又は率により計上】

イ 材料費

①材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等(受注者が工事現場に設置したものを除く。)へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

②他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

①工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、発注者と受注者の協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

②他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、発注者と受注者の協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、あるいは発注者と受注者の協議により中止期間中稼働(維持)させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

1) 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費(組立て、解体費を含む。)が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用(組立て・解体費、管理費を含む。)

2) 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再投入に要する費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用。

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ヘ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け、再開準備のために諸準備・測量等で発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

ト 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用(補助労力・保安要員費を含む。)

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

①既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

②新たに工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

①プラント敷地、材料置場等敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用。

②電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増し分費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要求を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ヾ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において発注者と受注者の協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用されると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持等のために、発注者と受注者の協議により定めた次の費用

①元請・下請会社の現場常駐の従業員(機械、電気設備の保安に係るものを含む。)に支給する給料手当の費用

②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用

③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

コ 労務管理費

①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者(通勤者も含む。)を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長時間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者(以下「専従的労務者」という。)(通勤者も含む。)とする。

②解雇・休業手当を払う場合の費用

発注者と受注者の協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認められた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

ク 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

ク 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(2)本支店における増し分費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(3)消費税相当額

現場及び本支店における増し分費用に係る消費税に相当する費用

【参考資料3】工事一時中止に伴う積算方法

(標準積算方法による場合)

◆中止期間中の現場維持等の費用(単位 円 1000円未満切り捨て)

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg: 一時中止に係る現場経費率(単位 % 少数第4位四捨五入3位止め)

J: 対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位 円 1000円未満切り捨て)

α : 積み上げ費用(単位 円 1000円未満切り捨て)

$$dg = A \left[\left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right] + \left[\frac{N \times R \times 100}{J} \right]$$

N: 一時中止日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R: 公共工事設計労務単価(土木一般世話役)

A・B・a・b: 各工種毎に決まる係数(別表-1)

河川・道路構造物 (地方部(一般交通等の影響なし))

A =	180.4
B =	-0.1562
a =	0.8251
b =	0.3075

J =	1,000,000,000	一時中止時点の契約上の純工事費
N =	90	一時中止日数
R =	23,000	公共工事設計労務単価(土木一般世話役)(例: 東京)
α =	0	積み上げ費用

$$dg = A \left[\left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right] + \left[\frac{N \times R \times 100}{J} \right]$$

$$dg = 0.710240909 \quad \text{少数第4位四捨五入} \\ 0.710 \% \quad \text{3位止め}$$

$$G = dg \times J + \alpha$$

$$G = 7,100,000 \quad \text{1000円未満切り捨て} \\ 7,100,000$$

中止90日、積み上げ分0円の場合の
“G(中止期間中の現場維持等の費用)”

純工事費	dg	G
100,000,000	3.297	3,297,000
300,000,000	1.496	4,488,000
500,000,000	1.075	5,375,000
1,000,000,000	0.710	7,100,000

(見積もりによる場合)

◎増加費用の見積もり書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり			
工事名	〇〇〇〇電線共同溝工事		
工事場所	自) 〇〇県〇〇市〇〇 至) 〇〇県〇〇市〇〇		
当初工期	自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (750日間)	一時中止期間	自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (129日間)
当初契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	税抜契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
増加金額	¥ 3,629,624	税抜増加金額	¥ 3,456,785
〇〇〇〇株式会社 〇〇支店			

※見積もりに対する妥当性の確認が出来る証明書類の提出が必要

例えば)

(1)現場代理人等の給料について

- ①当該現場での作業内容
- ➡ ②給与等の内訳書
- ③給与明細等の資料

(2)福利厚生費、通信交通費、営繕費について

- ➡ ①経費別支払調書
- ②事務用品の証明書類の提出
- ③経費支払い集計調書

妥当性の確認ができた項目を積み上げる
(例では、全て確認出来た場合、1,000円未満を切り捨てた3,456,000円を増加費用として計上)

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり						
工事名	規格	単位	数量	単価	金額	種別
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3,456,785	
(1)現場管理費		式	1		3,456,785	
・従業員給料手当		式	1		3,094,485	
現場代理人		月	4.3	506,809	2,179,279	
監理技術者		月	1.3	704,005	915,207	
・福利厚生費		式	1		35,496	
・事務用品費		式	1		50,935	
・通信交通費		式	1		112,836	
・現場事務費		式	1		163,032	
合計					3,456,785	

◎増加費用の見積もり根拠資料例

(1)現場代理人等給料について【資料1】

①当該現場での作業内容

中止期間中報告書		〇月	総括表	現場代理人	監理技術者
月	日	曜日	作業の内容		
〇年	1	金	工事の一次中止指示		
〇月	2	土			
	3	日			
	4	月	現地調査(現地測量)		
	5	火	現地調査(現地測量)		
	6	水	現地調査(現地測量)		
	7	木	現地調査(現地測量)		
	8	金	現地調査(現地測量)		
	9	土			
	10	日			
	11	月	現地調査(現地測量)		
	12	火	現地調査(現地測量)		
	13	水	現地調査(支障物等の確認)		
	14	木	現地調査(支障物等の確認)		
	15	金	現地調査(支障物等の確認)		
	16	土			
	17	日			
	18	月	現地調査(支障物等の確認)		
	19	火	現地調査(支障物等の確認)		
	20	水	現地調査(支障物等の確認)		
	21	木	現地調査(試掘の立会)		
	22	金	現地調査(試掘の立会)		
	23	土			
	24	日			
	25	月	特殊部位置の確認(現地調査)		
	26	火	特殊部位置の確認(現地調査)		
	27	水	道路調整会議(占有企業者)		
	28	木	現地調査(試掘の立会)		
	29	金	特殊部位置の確認(現地調査)		
	30	土			
	31	日			

②給与等の内訳書

※工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除。工事再開の約1ヶ月前から専任を再開。(別途変更基本計画書を提出)

月別給与支給明細書

【現場代理人 〇〇〇〇】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
〇月	369,900	110,147	102,825	582,872
〇月	369,900	0	102,825	472,725
〇月	369,900	23,725	102,825	496,450
〇月	369,900	5,932	102,825	478,657
〇月(9日分)	109,103	753	38,717	148,573
合計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809

現場着手の日付が立ったことから、〇月に変更基本計画書を提出し、監理技術者を専任に変更した

【監理技術者 〇〇〇〇】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
〇月				
〇月				
〇月				
〇月	523,600	0	180,937	704,537
〇月(9日分)	158,139	0	52,530	210,669
合計	681,739	0	233,467	915,206
対象期間平均	524,415	0	179,590	704,005

③給与明細等の資料(各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等)

◎増加費用の見積もり根拠資料例

(2)福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

① 経費別支払調書(平成〇〇年 〇月分)

				税抜き金額	
項目	細別	支払先	金額	備考	
事務用品費					
	コピー代	〇〇〇〇株	37,000		
通信交通費					
	連絡車	株〇〇〇〇	26,300		
現場事務所					
	レンタルハウス	〇〇〇〇株	38,000		
合計			101,300		

②事務用品費の証明書類の提出(請求書の例)



③ 経費支払い 集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
〇月		37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

増加費用等の構成

- ◇中止期間中の現場維持等に要する費用は工事原価に含めて計上し、一般管理費等の対象とする。
- ◇積み上げ計上費用には、請負比率及び合意比率は考慮しないものとする。
- ◇増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。

【増額費用の計算例】

中止期間が3ヶ月を超える場合 赤字は増額金額



参考資料

1 工事請負契約約款

- 工事用地の確保等(約款第 16 条)
- 条件変更等(約款第 18 条)
- 設計図書の変更(約款第 19 条)
- 工事の中止(約款第 20 条)
- 受注者の請求による工期の延長(約款第 21 条)
- 発注者の請求による工期の短縮等(約款第 22 条)
- 工期の変更方法(約款第 23 条)
- 請負代金額の変更方法等(約款第 24 条)

2 岐阜県建設工事共通仕様書

- 設計図書の照査等(共通仕様書第 1 編共通編 1-1-3)
- 工事の一時中止(共通仕様書第 1 編共通編 1-1-14)
- 設計図書の変更(共通仕様書第 1 編共通編 1-1-15)
- 工期変更(共通仕様書第 1 編共通編 1-1-16)

3 岐阜市建設工事変更事務処理要領

1 工事請負契約約款

●工事用地の確保等(約款第 16 条)

(工事用地の確保等)

- 第 16 条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、かつ、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第 3 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

●条件変更等(約款第 18 条)

(条件変更等)

- 第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しな

ればならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、それぞれ各号に定める者が設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者が協議して発注者

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

●設計図書の変更(約款第19条)

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

●工事の中止(約款第20条)

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

●受注者の請求による工期の延長(約款第21条)

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに

帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。

3 発注者は、工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、請負代金額について必要と認められる変更を行い、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用の負担をしなければならない。

●発注者の請求による工期の短縮等(約款第 22 条)

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 2 2 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

●工期の変更方法(約款第 23 条)

(工期の変更方法)

第 2 3 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 1 4 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第 2 1 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

●請負代金額の変更方法等(約款第 24 条)

(請負代金額の変更方法等)

第 2 4 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 1 4 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

2 岐阜県建設工事共通仕様書

●設計図書の照査等(共通仕様書第1編共通編 1-1-3)

1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等、市販・公開されているものについては受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事案がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認ができる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

●工事の一時中止(共通仕様書第1編共通編 1-1-14)

1. 一般事項

発注者は、約款第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、共通仕様書第1編1-1-52 臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合

(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。

3. 基本計画書の作成

前1項及び前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備えて工事現場を保全しなければならない。

●設計図書の変更(共通仕様書第1編共通編 1-1-15)

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

●工期変更(共通仕様書第1編共通編 1-1-16)

1. 一般事項

約款第15条第6項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、約款第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 変更図書の変更等

受注者は、約款第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3. 工事の一時中止

受注者は、約款第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

4. 工期の延長

受注者は、約款第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

5. 工期の短縮

受注者は、約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3 岐阜市建設工事変更事務処理要領

岐阜市建設工事変更事務処理要領

昭和 58 年 7 月 12 日

決 裁

改正 平成 11 年 3 月 25 日

改正 平成 14 年 4 月 1 日

改正 平成 18 年 8 月 1 日

改正 令和 元 年 1 月 1 日

(趣旨)

第 1 この要領は、設計変更及びそれに伴う契約変更等の事務の適正化、合理化及び簡素化を図るため、その事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第 2 設計書は、周到な調査及び測量、適正な規格及び基準並びに綿密な設計及び積算によって作成されるものである。従って、工事の中途において、みだりに設計の変更を行わないのが原則である。しかし、建設工事は、予知できない自然条件及び地質、土質等種々異なる条件を前提に設計を行わざるを得ないので予測することのできない状態が生ずることは避けられない。従って、やむを得ず設計変更を行わなければならないことがあるが、設計変更は、真にやむを得ないものに限り、かつ、必要最小限の範囲で行うものとする。

(設計変更の定義等)

第 3 この要領において「設計変更」とは、工事の実施にあたり、契約の目的を変更しない限度において設計図書の一部を変更することをいう。

2 設計変更の場合のうち、岐阜市工事請負契約書約款（以下「契約書」という。）第 18 条、第 19 条、第 24 条及び第 30 条に規定する条件の変更又は市の意思による内容変更の場合は、契約変更の手続の前にあらかじめ受注者と協議のうえ指示をするものとする。

(設計変更の基準)

第 4 設計変更することができる基準は、次に定めるところによる。ただし、設計変更は、やむを得ないものに限るものとし、また明らかに別工事と認められるものについては、設計変更により処理してはならない。

- (1) 設計図書と工事現場の状態が一致しない場合
- (2) 図面と仕様書が交互符合しない場合（建築工事を除く。）及び設計図書に誤謬又は脱漏がある場合
- (3) 設計図書に示された施工条件が実際と異なる場合
- (4) 施工条件について予期できない特別の状態等設計どおりの施工を制約する事由が生じた場合
- (5) 新工種の採用により変更の必要が生じた場合
- (6) 自然現象による災害その他不可抗力による事由により工事を設計どおり施工することが不可能となった場合

- (7) 他事業に起因する事由、関係法令の改正等により設計条件の変更が必要な場合
- (8) 工事を設計どおり施工することが自然環境の適正な保全と抵触する、工事施工区域の要望がある等の事由があり、公益上変更が必要とされる場合
- (9) 予算上の処置により変更が必要とされる場合
- (10) 用地確保等が予定と異なり、変更の必要が生じた場合
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特にやむを得ないもので、変更することが妥当であると認められる場合

(設計変更に伴う契約変更の範囲)

第5 設計変更に伴う契約変更の範囲は、次の各号によるものとする。

- (1) 設計変更による増加額が当初請負代金額の30%以内である場合
- (2) 設計変更による増加額が当初請負代金額の30%を超えるものであって、現に施工中の工事と分離して施工することが困難な場合。

なお、30%以内とは契約変更が複数回あっても、当初請負代金額に対するものとする。

- (3) 設計変更により減額する場合

2 前項の規定にかかわらず、設計変更に伴い、契約金額に増減がなく、かつ、工法及び種別間の大幅な変更がない場合は、精算設計書及び出来形図を作成し、契約変更をしないものとする。

(軽微な変更)

第6 設計変更のうち、次の各号のいずれにも該当するものは、軽微な設計変更とする。

- (1) 工事の基本的な内容に重大なる影響を及ぼさないもの
- (2) 別表1の各号のいずれかに該当するもの
- (3) 設計変更見込金額の合計額が、当初設計金額の20%以内のもの

なお、20%以内とは、設計変更が複数回あっても、当初設計金額に対するものとする。

(設計変更の手続)

第7 監督職員は、設計変更の必要が生じた場合は、速やかに、その変更内容を掌握し、監督権者に報告するものとする。

2 監督権者は、前項の規定による報告を受けた場合は、受注者と協議のうえ、内容を決定し、指示書(監要様式第2号)により受注者に通知するものとする。

(契約変更の手続)

第8 設計変更に伴う契約変更は、その必要が生じた都度行うものとする。ただし、第6に規定する軽微な設計変更に伴うものは、工事完成時(債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度末(工事完成年度を除く))までに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、精算設計書に基づく金額の増減が元設計金額と同額となる場合は、工法又は種別間の大幅な変更となる場合を除き、精算設計書及び出来形図を作成し、契約変更をしないものとする。

(仮設工法等の取扱い)

第9 契約書第1条第3項に規定する仮設、工法等のうち、工事に重大な影響を及ぼすものについては、

指定仮設として設計変更の対象とする。

(工期の変更及び工事の中止)

第 10 工期の変更及び施工の中止に当たっては、契約書第 20 条から第 23 条までの規定に基づき適切な措置をとるものとする。

(その他)

第 11 この要領の規定は、契約書第 25 条から第 29 条までに規定する場合において、設計変更により処理するときに応用するものとする。

(入札者又は契約の相手方に対する説明)

第 12 市は、入札者又は契約の相手方に対し、この要領に定める事項その他設計変更に関し必要な事項を、あらかじめ了知させておくものとする。

附 則

この要領は、昭和 58 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 6 関係)

軽微な変更の範囲 (建設工事)

- 1 主たる構造物を変更することなく、余剰部等の変更
- 2 精査の結果による、現地に即応した簡単な施設の変更
- 3 工法に変更なく、土質区分の変更及びそれに伴う法長等の変更
- 4 簡易な構造物の部分的な寸法、延長等の変更
- 5 主たる構造物に附随する施設の工事長、位置、形状の変更
- 6 指定仮設の変更で工事に重大な影響を及ぼさないもの
- 7 採取土、捨土等の指定箇所の変更
- 8 前各号に掲げるもののほか、局部的な変更

別表 2

軽微な変更の範囲（建築工事）

～省 略～

別表 3

仮設工事に係る設計変更の取扱いについて（建設工事）

岐阜市建設工事変更事務処理要領第 9 の規定により、仮設工法等のうち工事に重大な影響を及ぼすものは、指定仮設工事として、設計変更の対象とされるが、指定仮設工事の範囲及びその設計変更の取扱いは、次によるものとする。

1 指定仮設工事の範囲

一般住民の生活又は生命財産に影響を及ぼす恐れのあるもので、次のものをいうものとする。

- イ) 仮橋、仮道・・・一般交通の用に供するもの
- ロ) 仮 締 切・・・人家、公共施設等で影響が大きい堤防の機能を一時的に喪失させるような工事の仮締切で例えば本堤を開削するために締切るもの
- ハ) 仮 水 路・・・人家、公共施設等で影響が大きいもの及び管理者の協議等により、本工事と同程度の施工をするもの
- ニ) 仮 土 留・・・人家、公共施設等で影響が大きいもので、例えば護岸式堤防で人家に近接して仮土留工を施工するもの
- ホ) 防災 設備・・・人家、公共施設等に近接して設置する防災設備で、例えば発破作業等で施工する場合の防爆柵、落石防止用の柵又は囲い等の工法を指定して施工するもの
- ヘ) これ以外で特に工法を指定するもの

仮設工事のうち、諸般の条件により請負者の自主的な工法にまかせることが不適当なもの

2 指定仮設工事に係る設計変更の取扱い

- イ) 指定仮設工事は、設計図書に基づき施工し、変更手続も本工事と同様に設計変更の対象とする。ただし、受注者の都合によるものは、内容的に上回った工事を認めても、設計変更の対象としない。
- ロ) 指定仮設工事のうち、工事施工中に状況変化等のために、指定仮設工事とする必要がなくなった場合又は指定仮設工事以外の仮設工事（以下「任意仮設工事」という。）のうち工事施工中の状況変化等のために指定仮設工事とする必要を生じた場合には、それぞれ設計変更を行うものとする。

3 任意仮設工事の設計変更の取扱い

任意仮設工事は、例えば積算方法に対し他の手段方法をもって施工しても本工事を安全かつ完全に実施し、他に支障を及ぼさないと認められる簡易なもので、簡易な締切、仮水路、工所用仮道、栈橋、保安設備、プラント、索道、水替、運搬方法及びこれらに類するものをいい、その設計変更の取扱いは、次のとおりとする。

- イ) 任意仮設工事は、原則として実施した本工事の内容に応じた設計変更はしない。
ただし、本工事の内容変更に伴う工事量に増減及び工事施工中の状況の変化等^{注1}により、特に設計変更を要すると認めた場合は設計変更の対象とする。^{注2}
- ロ) 監督職員は、受注者の施工する仮設工事の工法及び手段内容について必要事項の指示をすることができる。
- ハ) 手戻りは、原則として受注者の負担とする。

(注1) 「工事施工中の状況変化等」とは、例えば異常出水、湧水、想定外土質、異常気象等の当初想定外の変化をいう。

(注2) 状況変化があったことを示す関係書類を整理すること。